

平成31年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成31年3月11日 午前10時00分 開会
午後 4時31分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	保健福祉部理事	中井浩子
教育部長	岸本俊博	教育委員会理事	吉川正人
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 11番 西井 覚 13番 吉村 優子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	葛城市における安心安全の確保について	市 長
				ウォータークーラーの設置について	教育長 担当部長
				風疹の拡大防止対策について	市 長 担当部長
				空き家対策について	市 長 担当部長
				消防団強化について	市 長 担当部長
2	3	吉村 始	一問一答	新町両グラウンド整備の進捗状況について	市 長 教育長 担当部長
				市立学校の校区割について	市 長 教育長 担当部長
				学校図書館の活性化について	教育長 担当部長
3	2	梨本 洪珪	一問一答	財政健全化について	市 長 担当部長
				職員研修について	市 長 担当部長
				公共施設等の集約化について	市 長 担当部長
4	7	内野 悦子	一問一答	受動喫煙防止対策について	市 長 担当部長
				第一健民グラウンド及びスタンドのトイレの洋式化について	市 長 担当部長
5	9	増田 順弘	一問一答	ため池の保全管理と有効活用について	市 長 担当部長
				主な事業計画の進捗状況について	市 長 副市長 担当部長
6	6	谷原 一安	一問一答	公正な公共事業をすすめるための改善点について	市 長 担当部長
				葛城市水道事業の将来について	市 長 担当部長
				保育士の確保について	市 長 担当部長

7	4	奥本 佳史	一問一答	2020年から始まるプログラミング学習の方向性について	市長 教育長 担当部長
8	8	川村 優子	一問一答	幼児教育無償化制度の具体化に向けた取り組みについて	市長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月28日の通告期限までに通告をされたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、8名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましても制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

なお、本日は東日本大震災から8年の歳月がたち、いまだ多くの県民の方々が避難生活を強いられております。一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りを申し上げます。

今回、私の質問は5点ございます。まず、第1点目が葛城市における安心安全の確保について。第2点目がウォータークーラーの設置について。第3点目が風疹の拡大防止対策について。第4点目が空き家対策について。そして最後に、第5点目として消防団の強化について質疑をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 それでは、まず第1点目の葛城市における安心安全の確保についてお伺いをさせていただきます。

2月1日葛城市尺土にある、部品メーカー、ツバキ・ナカシマの工場地下水から発がん性物質トリクロロエチレンが検出されたと発表されました。これによりますと、国際基準値の最大4,300倍であるが、健康被害は確認されていないとのことですが、県は工場の北東約500メートルの範囲で利用されている井戸がないか調査をすると発表されました。このことが新聞で発表されると、私のもとに幾人かの市民の方から相談がありました。水道の水は飲んでも大丈夫か、地下水が汚染されるということは、当然土壌も汚染されているということであり、汚染された地下水や川の水で育てた米や作物を食べても大丈夫だろうか、などのお問い合わせがありました。関係する工場の周辺地域の方々はもとより、葛城市の市民はこのことに対して不安を抱えております。災いの1つである台風など風雨水害など、災害が発

生すれば、葛城市行政当局におかれましては、いつも阿古市長を中心に市民の安全を守るため、全力を傾けて対処をしていただいておりますところであり、関係各位の皆様のご努力に対しまして深く感謝を申し上げますところでございますが、もう一つの災い、人に不幸をもたらす物事、不快なこと、このたび発覚しましたいわゆる公害であります。人間のエゴ、企業のエゴが生み出した社会的な災害であります。この社会的な災害に対して、葛城市行政当局はこの市民の抱える不安を取り除き、一日も早く安心を取り戻すため、真相究明に向け全力を傾注して取り組むべきであります。市内の他の企業は大丈夫なのかという新たな不安も湧き起こるわけですが、市民のこれらの不安を払拭するためにも、葛城市として一定の基準を設け、一斉点検を実施するなどの具体的な対応策を講ずることも必要であろうかと思っておりますが、これらのことに対する阿古市長のお考えをお示しく下さい。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 まず、汚染発覚までの経緯ですが、平成30年11月にツバキ・ナカシマによる河川への油の流出事故が起きました。水質汚濁防止法で管理監督者である奈良県が、12月に事業所内にある井戸水を含め調査したところ、発がん性物質であるトリクロロエチレンが基準値を超えて検出されました。ツバキ・ナカシマ、奈良県、葛城市が、周辺地域、尺土、八川、木戸、疋田の4カ大字の区長様のご協力をいただき、家庭で持たれている井戸水は安全が確認されるまでは使用しないよう、上水道の水質には影響がないことなどを周知し、家庭で井戸を所有され、希望される場合には井戸水の水質検査を行いました。幸いにも、井戸水を飲用利用している家庭はなく、水質検査の結果、今回問題になった発がん性のおそれがあるトリクロロエチレンは発見されませんでした。畑にある農業用の井戸1カ所で、基準値の1.3倍の1, 2-ジクロロエチレンが検出されました。1, 2-ジクロロエチレンは、発がん性物質ではなく、野菜への水やりも問題ないとの報告を県から受けております。今後は、奈良県には年1回、影響範囲内の井戸のモニタリング調査をお願いし、ツバキ・ナカシマには、事業所内にある井戸水の毎月の水質検査結果を奈良県、葛城市にも定期的に報告をお願いすることとし、市民の不安の解消、安全・安心のため、奈良県と協力して監視をしてみたいと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。仏教の言葉に抜苦与楽という言葉があります。苦を除き楽を与えることで、慈悲の行為を示しております。政治で全ての悩みや苦悩が解決できるわけではないと思いますが、少なくとも災害に不安を抱え、悩む市民がいるのであれば、少しでもその不安を早期に取り除き安心をしていただく、それが政治の務めであろうかこのように思うところであります。市民の抱える不安を一日も早く払拭し、市民に安心を与えるべくこの問題に対しまして、しっかりと真相究明に向けて取り組んでいただくことを切に要望いたします。

次に、第2点目のウォータークーラーの設置についてお伺いをさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響による異常気象が騒がれるようになり、当葛城市におきましても、

毎年台風や豪雨等の被害も激甚、多発化の傾向にあります。また、昨年夏も全国的に記録的な猛暑となり、昨年7月23日の気象庁の発表では、ほとんどの地点で経験したことのない暑さになっている、命に危険がある温度、1つの災害であると認識していると述べ、熱中症など健康管理に十分に注意するように呼びかけております。そこで懸念をされるのが、中学校や小学校での部活動、体育の授業などでの熱中症対策、また社会教育施設、特に体育館施設での熱中症対策であります。熱中症予防の1つとして大切なのが、水分をこまめにとることだと言われております。人は平常時には37℃前後にある直腸温度などの深部体温が、39℃になると相当の疲労度に達し、40℃になると動けなくなり熱中症を引き起こしやすくなります。高温の環境化において、体の深部体温上昇を抑える水分補給時の適切な温度は、5℃から15℃と言われており、日本体育協会も適温として推奨もしており、確認もされております。理論的なことはともかく、水分補給として夏場の水道水を直接飲むのは、ぬるい水が出てくるなど、決して飲みやすいものではありません。小学校、中学校では水筒を持参するようになっており、また時期的に必要なによっては水筒を2本程度持参することも認めておられるようではありますが、たくさんの学校の教材を持ち、更に大きな水筒を持参することも生徒や児童にとって負担とはなっていないのか。また、学校において持参した水筒の水で水分補給をし、そして、更に部活動などの合間に水分補給となると、自宅から持参した水筒の水だけでは夏の暑い日などは特に不足するのではなかろうかと、このように思いますが、これらのことから鑑みるに、熱中症対策としてウォータークーラーの活用を積極的に活用すべきではないかと思えます。

ここで伺いをさせていただきますが、葛城市内の5つの小学校、そして2つの中学校、3つの体育館施設、當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンター、葛城市民体育館、計10カ所の公共施設のウォータークーラーの設置状況についてお答えをください。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 おはようございます。教育部長の岸本でございます。よろしく願いいたします。ただいまの松林議員のご質問にお答えさせていただきます。

各学校のウォータークーラーの設置状況につきましては、平成30年9月議会の一般質問で杉本議員のご質問に対しまして、吉川理事が答弁しました状況と変わりはございませんので、稼働している台数をお答えいたします。忍海小学校で2台、當麻小学校で2台、新庄中学校で2台、白鳳中学校で3台設置されております。新庄小学校、新庄北小学校、磐城小学校には設置されておられません。また、市内体育館につきましては、當麻スポーツセンターに1台設置されておまして、葛城市民体育館、また新庄スポーツセンターには設置はされておられません。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。次にウォータークーラーに水道管が直結されて接続されておるわけではありますが、原水、いわば飲料水として浄水場から送られてくる安全でおいしい水、この水をどのような給水方式でウォータークーラーもしくは、水飲み場まで給水をしておられ

るのか、大きく給水方式には、直結給水方式と受水槽式があり、直結給水方式には浄水場からの配水管の圧力そのままを使用する直圧直結方式と、給水管の途中に増圧ポンプを設置する増圧直結方式があります。また、中高層の建物に給水するための方式、受水槽式があります。ここで伺いたしますが、葛城市におきましては、5つの小学校、2つの中学校、そして3つの体育館施設、計10カ所、それぞれの校庭に近い水飲み場などの給水方式を教えてください。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまの給水方式のご質問についてでございますが、給水方式につきましては、各学校におきまして受水槽、高架水槽等状況は違っております。受水槽と高架水槽があるもの、また直接高架水槽に入るもの、受水槽よりポンプで直送しているもの等がございますが、プールを除いて直結給水方式の学校はございません。高架水槽を含めまして全て受水槽方式となります。また、体育館につきましては、市民体育館の方は隣の中央公民館に設置の高架水槽より受水をしております。当麻スポーツセンター及び新庄スポーツセンターにつきましては、直結給水方式となっております。なお、各施設の受水槽につきましては、葛城市水道事業給水条例施行規則第9条第1項及び第2項の規定によりまして設置しているものでございます。また、各学校の受水槽につきましては、夏休み中に年1回の清掃及び設備点検を行っております。また、年2回の水質検査も実施しております。中央公民館におきましても、同じく年1回の清掃及び設備点検と、年2回の水質検査を実施しております。なお、水質検査の結果につきましては、全ての施設におきまして異常は出ておりません。また、老朽化等により改修が必要な設備につきましては、随時改修を行っております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。受水槽式の給水方式は、浄水場から送られてきた水を一旦受水槽にため、揚水ポンプで建物の屋上などの高置水槽に送り、そこから各階に給水する方式がありますが、受水槽式の水道設備を貯水槽水道と呼び、この貯水槽水道は水の汚染を防止するために、受水槽や高置水槽の清掃や点検などの管理が大変に重要となってまいります。特に夏は気温が高く、水が貯水槽にたまっている間に消毒用の残留塩素が特に消失しやすくなり、水の中で微生物が繁殖し、水質悪化の原因となることが問題となることもあります。一方、直結給水方式においては、水道事業者が供給する安全でおいしい水を直接飲むことができるという大きな利点がございます。各学校体育館施設の水飲み場など、一定程度の範囲で直結給水方式の導入も考慮いただき、そして、まだウォータークーラーの未設置の箇所から設置をしていただくことも、危機管理運営上大切なことではなかろうかと、このように思います。現在、学校などに設置されているウォータークーラーのほとんどが、PTAや卒業生からの寄贈によるものとなっているようではありますが、今後は効果的な熱中症対策の一環として、教育委員会としての設置の基準も策定をしていただき、積極的にウォータークーラーの活用も進めていくべきであろうかと思いますが、このことに対する教育長のお考えをお示しく下さい。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

ただいまのウォータークーラーについてのご質問でございますけれども、これも先ほど部長が申しましたように、昨年9月の杉本議員のご質問の答弁、それ以降変わっておりません。確かにさまざまなメリットも当然あると思うんですけれども、学校全般で考えまして、衛生面、時間とかその辺のあたりのことでやはり基準を決めて設置ということは難しいのではないかなというふうな感じはしております。また、さまざま環境の方も改善していただきまして、その熱中症対策ということに関しても配慮が以前に比べてできている状況ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。各学校の体育館、また体育館施設は災害時には指定避難所にもなります。東日本大震災の折には、季節はだんだんと夏に近づき、気温の上昇で避難所の気温も上がる中、子どもやお年寄りが冷たい水を求めてウォータークーラーを利用し始め、継続して利用する方は、飲むだけでなく水をくんでいかれる方も多くおられたようであります。最近のウォータークーラーは、衛生面におきましてもタンクの水を1日1回入れかえる自動洗浄が主流となり、衛生的でまた常時冷たい水が出るなど技術も進んでおり、熱中症対策にもすぐれていると言われております。平常時は学校、体育館として、災害時には指定避難所ともなり、児童生徒はもとより、広く市民の皆様を支える拠点とも言うべき施設であります。また、このような公共施設につきましては、国の定める障害者基本法においては、公的施設について障がい者が円滑に利用できるような施設の構造及び整備計画を図らなければならないと定めております。最近のウォータークーラーは、車椅子でも利用できるものもあります。どうか、夏場の熱中症対策として、まだ設置のされていない施設につきましては、早急にウォータークーラーを設置していただきますことを切に要望いたします。

次に、第3点目の風疹拡大防止対策についてお伺いをさせていただきます。

この風疹対策につきましては、昨年12月定例会の一般質問におきまして、内野議員もこの問題を取り上げ、阿古市長より国から正式に通知が届いた段階で、実施すべきときには葛城市においても実施をしていただけると、このような趣旨のご答弁をいただいておりますので、こういった経緯も踏まえまして、若干お伺いをさせていただきます。

昨年全国から報告された風疹患者数は2,917人で、その前年、平成29年の1年間では93人ですので約31倍広がっております。風疹が再流行の兆しを見せております。風疹の流行は、かつて平成24年に2,386人が感染し、翌平成25年には1万4,344人に拡大をいたしました。多くの関係者が平成25年と同じことが起こらないか心配をしているところであります。風疹の感染で最も懸念されることは、妊娠初期の女性がかかると胎児に感染し、難聴、心疾患、白内障など障がいのある赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。胎児に起こる疾患を先天性風疹症候群といい、かつて流行をした平成24年、平成25年のときには、先天性風疹症候群の子どもが45人確認をされており、そのうち11人が亡くなり、生存できた子どもの多くが難

聴や先天性心疾患にかかっており、大事なことは妊娠の可能性のある人のワクチンの接種と、パートナーなどの家族と一緒に抗体検査を受け、抗体が不十分であればワクチン接種をすることではありますが、昨年度より国政におきまして、風疹患者数が2,000人を超え、今後感染が懸念されることから、公明党は政府に対し対策を更に強化すべきであると、首相が編成を指示した2018年度第2次補正予算案に対策費用を盛り込み、全国的な感染防止策を総合的につくってもらいたいと訴え、昨年11月26日衆参両院の予算特別委員会において、風疹を予防接種法に位置づけた上で、助成対象者の拡大を検討してもらいたいと強く強調をして申し入れを行い、これに対し根本匠厚生労働相は、風疹対策について、他の世代に比べて低い30代から50代男性の抗体保有率を高める対策を早急に進め、抗体検査に対する補助の拡大、予防接種法上の位置づけも含めた方策を行うと、このように言明をしております。国政におきましてこのような取り組みの結果、厚生労働省は風疹の追加対策について発表し、2018年度2次補正予算にも喫緊の課題への対応として、風疹の蔓延防止策の予算が盛り込まれました。最も予防接種を受けるべき人に各自治体で抗体検査や予防接種を受けやすくし、風疹の拡大を防ぐことが目的であろうかと思いますが、既に先天性風疹症候群の子どもが今年の1月には埼玉県で1人確認をされております。風疹の感染拡大に対処すべく当葛城市におきましても、万全の体制で取り組むべきであろうかと思いますが、ここで改めてお伺いをさせていただきますが、このような風疹の拡大防止対策の経緯の中で、葛城市におきまして、どのような対応をなされているのかお答えをください。

藤井本議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの松林議員からの風疹に対する対策についてでございますが、議員おっしゃるように、国が平成30年度第2次補正予算で費用確保した風疹の拡大防止対策は、風疹第5期予防接種事業として、2021年度末までの約3年間で集中的に取り組むこととなっております。葛城市におきましても、その関係経費につきまして平成31年度の当初予算に既に計上いたしております。ただ、その詳細につきましては、本議会の会期中に予定されている予算特別委員会においてご審議いただくこととなりますので、答弁については控えさせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 また、予算委員会で審議をされるということで事前審査の対象ということで、踏み込んだ質問はできないわけなんですけれども、ここで私が言いつぱなしになると思いますけれども述べさせていただきます。

今後、この風疹の拡大防止対策が当葛城市におきましても実効性のある取り組みとして円滑に進みますように、どうかよろしくお願いを申し上げます。今回、厚生労働省発表では風疹対策の対象者は定期予防接種の少なかった40歳から57歳の男性にワクチン接種を行い、抗体保有率を高めて感染拡大を防ぐということではありますが、初めに申し上げましたが、妊娠初期の女性が風疹にかかると胎児が先天性風疹症候群を発症する可能性があります。そのた

め、奈良県におきましては風疹の予防接種を受けたかどうか不明な方、そしてこれから妊娠を希望される方やその配偶者を対象に、風疹抗体検査を無料で実施されておりますが、風疹抗体検査の結果抗体価が低い場合は、予防接種を受けることとなりますが、このたび国の定める予防接種対象者以外の方は有料となりますが、この部分につきましても、これから葛城市民として、生まれてくる子どもさんが元気に誕生し、すくすくと育つことができる環境を確保することも大事なことではなかろうかと思うところであります。今後は、当葛城市におきまして風疹予防接種の助成制度を創設して支援の手を差し伸べていただきますことを切に要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、第4点目の空き家対策についてお伺いをさせていただきます。

私は昨年9月定例議会の一般質問にて空き家の問題、ごみ屋敷の問題ともに対処のできる条例の制定をご提案させていただきましたが、今回は特に空き家の環境問題、さらに具体的に申し上げますならば、1番目としまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2点目、そのまま放置をすれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3点目、適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態、4点目、その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態、これらの状態は空き家対策特別措置法では、周辺への影響が大きい家として特定空き家として定義づけをされておりますが、このような周辺への影響が大きい家、改善を求めなければならないような空き家は葛城市内に何軒くらいあるのでしょうか。同様の質問を昨年もさせていただきます、昨年と同じご答弁になるかもわかりませんが、よろしくお願いを申し上げます。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。ただいまの松林議員のご質問にお答えさせていただきます。

特定空き家となり得るような空き家ということでございまして、ご案内のとおり平成30年9月議会における答弁の繰り返しにはなっていますが、市内の空き家の状況につきましては平成29年度に実態調査を実施しております。その結果、使用実態のない可能性の高い411軒を空き家と推定される物件と判定してございます。その411軒に対しまして、物理的状況、維持管理の状態から見た各部位の損傷の度合いを点数化いたしまして、点数に応じて物件の不良度をAからDの4段階で判定したところ、最低ランクのD、倒壊の可能性があるとされた物件は38件と抽出されました。総務省平成29年度固定資産の価格の概要調書等報告書に記載されました、家屋に係る概要調書等報告書によりますと、平成29年1月1日時点の市内の家屋等数は2万2,167棟でございますので、この数字と比較いたしますと、比率は0.17%程度となっております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。私は時折、市民の方よりお声をいただくことがあります。近所の空き家の管理が行き届かず、植木や植栽が放置され、庭の木は伸び放題で大きくなり、夏になると虫が湧き、猫などが住み着いたりする。そして、最近はその空き家に外からごみも投

げ込まれることもあるといいます。また、たばこの吸い殻などあったら、火災も心配です、とこのような内容です。ご相談者のお一人は過去に何度か行政にも相談をしたことがあるとのことでした。また、この方は空き家を所有されている方が遠方に住まわられていましたが、たまたま連絡先を知っていたので、直接連絡をされて空き家の環境整備をしていただくようお願いをされました。このときは、空き家の所有者の方は応じてくださいましたが、2回目以降電話にも応じてくださらず、その後はその空き家は放置されたままです。また、他のご相談者の場合も、隣の空き家を所有されている方が遠方に住まわられているので、直接連絡をされてお願いをされましたが、最初から応じてくださらず、この方はたまりかねて空き家の伸び放題になっている植木や植栽などの剪定料をみずから支払って、このときは対応されたとのことですが、毎年このようなことはできないので今は放置されたまま、植木も伸び放題で大きく生い茂り、外からごみも投げ入れられて現在のごみ屋敷化しております。

ここで伺いをさせていただきますが、今申し上げましたようなご相談をお受けした場合は、具体的には行政としてどのような対応をしておられるのかお聞かせをください。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの松林議員のご質問にお答えいたします。

空き家につきましての問い合わせは、現状、企画政策課において受け付けてございます。具体的な相談がございましたら、現地確認も行いながら、状況把握も行っているところでございます。また、近隣住民の方から空き家所有者への連絡がとれない場合でございますが、空き家が抱える問題に応じまして、その課題に係る担当課が書面でお知らせするなどの対応を行っているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。昨年のご答弁によれば、葛城市においては空き家問題については、対策の計画を策定しておられるとのことでありましたが、その進捗状況と今後の条例等の作成に向けての方向性についてお聞かせをください。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの松林議員のご質問にお答えします。

平成30年度におきましては、総合的な空き家対策策定のための検討といたしまして、空き家所有者に対するアンケートを行いながら、空き家利活用促進でありますとか、特定空き家等除却に係る対策を検討してまいりました。平成31年度以降におきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法や、国のガイドラインに基づく特定空き家等の指定、及び同空き家等に対する助言、指導、勧告、命令、行政代執行といった措置に係る体制を整えるとともに、利活用促進の観点からも、空き家予備軍を減らしていくための方策の検討でありますとか、地域にある空き家にまつわる課題をモデルケースとして解決していくための相談体制の構築を行ってまいります。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 昨年9月の一般質問で空き家対策の問題を取り上げさせていただき、そのときの理事者側のご答弁では、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条には、空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものにございまして、基本的には当事者間での解決、あるいは民の力を最大限活用したアプローチが望ましいと考えておりますが、一方で、解決に向けて市としてコーディネートできる部分につきましては、必要な対策を講じてまいりたいと、このようにご答弁をいただいたわけでありましたが、空き家を管理する人は、近所に居住しているとも限りません。連絡もとりにくい場合も多く、当事者間での解決もなかなか現実には難しい部分も多いのではないかと、このように思われます。空き家を管理する人が行政や近隣の要請に応じて、自分が管理する空き家の環境を改善すべきときに改善をし、適切な管理に努めていただければ問題はないと思いますが、現実にはなかなか行政や近隣の要請に応じて、空き家を管理する人が適正な管理に努めていただけないことに1つの問題があります。先ほど紹介させていただきました、隣の空き家の伸び放題になっている植木の剪定料を迷惑をこうむっている当事者が支払って対応している、私はこれはおかしいと思います。矛盾があると、このように思います。

先ほど申し上げました空き家対策特別措置法では、周辺への影響が大きい家を特定空き家として定義し、これに指定されると所有者へ固定資産税等の住宅地特例から除外勧告を受けることになり、固定資産税が6倍になるというペナルティーが課せられることとなります。管理不全な状態の空き家による周辺への悪影響、迷惑、これらの問題に対処するためには、法的な根拠に基づく条例、法の執行がなされなければ市民の納得のいく実効性のある対応ができないのではないかと思うところであります。また、葛城市におきまして、人口動態では、微増の傾向にはありますが、社会全体を俯瞰して見るならば、今後、社会全体は少子高齢化、人口減少、核家族化が更に進み、空き家問題、さらにはごみ屋敷問題の大きな課題となってまいります。今後更に大きな課題となってくるであろうこれらの課題に対し、今の段階からしっかりと対応のできる制度を確立することも大事なことではなかろうかと考えます。

改めてお伺いをさせていただきますが、今申し上げました空き家対策特別措置法に基づく、空き家対策の実施、また空き家対策等の条例制定など、阿古市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。空き家の対策の件につきましては、議員のみならず、多数の議員さんの方からいろんなご意見いただいております。その中で年次的にいろんな対策を、まずどれくらいの戸数があるのか調査に入って、それからどう対策をとるのかという具体的な話に入ってきておりまして、今年予算にはNPO法人を使った形の相談窓口設置の予算も実は計上しております。一貫して申し上げておりますのは、空き家対策というのは、全てが同じ案件が1つもない。個別に全て条件が違うということでございまして、個別の対応ですね、行政としてどうしていくのかということが、まず第一にあると思います。それと、議員ご指摘になりました、日本全体では少子高齢化の中で人口減でございますが、空き家が発生する大きな理由といたしますのは人口減社会の中において起こっておりますので、まず葛城市においてはその根本原因を少しでも解決する方向に人口増に向かうということが根

本的な解決の大きな要因やと感じております。

その中で議員ご指摘の特定空き家の問題について、法的措置をするべく条例の設置を多分おっしゃっているのかなという具合に理解をしておるわけなんですけども、もう少し研究させていただきたいです。今現在、取り組みは段階的に進めているところなんですけども、条例設置が全ての絶対的な解決にならないということは議員もご理解されてることやと思います。例えば、強制的に取り壊しなり、その執行、ごみなり、いろんな環境を整えた代金を請求、行政は地権者に対してするわけなんですけども、現実といたしましては、3分の1くらいしかほかの自治体の状況を見ておりますと回収できない。税金であると賄っているというような状況が目に見えますし、総合的な判断の中で条例の設置につきましては、方向的には私は最終的な手段というものは確保する必要があると考えておりますので、できるだけその方向での検討を進めていきたいと思っております。

現状では以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。管理不全な空き家の問題で悩む市民がいます。また、ごみ屋敷の問題で悩む市民がいます。どうか阿古市長におかれましては、その悩みに対して極めて実効性のある方法で対処をしていただくように切に要望いたします。

最後に、第5点目の消防団強化についてお伺いをさせていただきます。

地域防災の中核であります消防団の強化についてであります。国政におきまして公明党は、消防団の強化に一貫して取り組んでまいりましたが、その主張が反映され、このたび総務省消防庁は活動に必要な機材を配備しやすいよう、補助金制度が創設されることとなりました。2018年度第2次補正予算案と2019年度予算案に計14億8,000万円を計上しております。それによりますと、補助対象は土砂崩れ現場でがれきを取り除くのに必要なチェーンソーのほか、自動体外式除細動器AED、倒壊家屋などから救助に役立つエンジンカッター、油圧切断機、油圧ジャッキ、携帯電話が不通の際に有効なトランシーバーの6種類となっております。購入費用の3分の1を国が補助する制度で、政府が昨年12月に公表した、防災・減災に関する緊急対策の一環で2020年度まで続けられます。補助対象となる機材は消防庁が示す消防団の装備基準に含まれております。全国約2,200ある消防団のうち、この装備を配備しているのは11.7%にとどまっております。自前でそろえますと約160万円もかかることがその要因の1つと言われております。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、当葛城市には消防団は幾つあるのか、そしてまた、そのうち先ほど紹介をしました6つの装備品が全て配備されている消防団は幾つあるのか、これについてお答えをください。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆様おはようございます。総務部長の吉村でございます。ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、本市の消防団につきましては6分団でございます。また、今回補助対象設備でございますけれども、6つの資機材全てを装備している分団といたしましては、1分団もござい

せん。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。昨年の西日本豪雨では、被害が広範囲にわたる中、消防団の救助機材が不足し、思うように救助活動が進まなかったというケースも報告されております。近年の自然災害は激甚、多発化しており、南海トラフ巨大地震も危惧されております。消防庁によると、必要なものだけ購入する場合も補助されるということでもあります。また、当葛城市におきましても最近台風などの影響による大きな豪雨被害も多発化の傾向にある中、この緊急対策が2020年度までであることを踏まえ、計画的に地域の防災力の中核である消防団の装備の充実を進めることは、市民の安心と安全を守る上で極めて大事なことであろうかこのように思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 期せずして、議員が一般質問の冒頭におっしゃいましたように、平成23年3月11日というのは東日本大震災が発生した日でございます。住民の皆さん方が車やいろんな建物が流される中で、消防団の皆さん方が非常に活躍され、またその命を失われた方もおられることは記憶に新しいことでございます。それを踏まえまして、いろいろと国の方で施策を出してきております。平成26年度にまず消防団に関する部材と申しますか、資材をそろえるという話がありました。それと今議員おっしゃっていただいております、平成30年度から3カ年の計画によりまして、再度各消防団で必要なものは準備することについての交付税処置をすると。内容的には3分の1が国庫補助で、3分の2が特別交付税措置という形で流れてきております。それをもちまして、実は平成31年度の予算編成に当たりまして、今現在の装備の内容等を確認させました。それで、不足するものについて準備する必要があるのかないのか。当然準備はしてるのにこしたことはないんですけども、実際問題として、消防団の方がご利用になるということが大前提になりますので、利用できないものは準備するというのは非常に難しゅうございますので、各6分団に対しまして必要な部材の希望を上げてくれという話を実はもう流しております。それが上がりました時点におきまして、予算をつけるという段取りにしておりますので、もうしばらくその返答がありましてからの整備となることをご理解いただきたいと思います。非常に葛城市の消防団、6分団とも非常に優秀でございまして、県の操法大会では連続優勝を4回重ねております。それぐらいの、また、年齢的にも非常に若い世代も入っていただいた中での熱心な消防団の組織をつくっていただいております。地域の安全を守るということは葛城市にとって生命、財産を守るということは第1次の使命でございますので、その使命に沿った中で消防団の皆さん方ともご協力をいただいた中で、安全な葛城市をつくってまいりたいと心から考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。消防団の装備の充実を進めることは、市民の安心と安全を守る上で極めて大事なことであろうかと思っております。緊急対策が2020年度までということで、このタ

イミング、この機会に装備の充実を図っていただきますことを切に要望いたします。また、消防団の装備の充実を進めることとあわせて、機材の使用方法や、安全上の注意などについて消防団員が講習を受け、消防署などと連携をとることも重要であります。実際に災害現場に赴いて、いつでも消防機材が使用できるように、その技量を維持し高めることも大事なことであろうかと思えます。毎年行われます防災訓練などに参加させていただき、私がいつも感じますことは、消防団員の皆様を初め、防災関係に携わっておられる方々は非常に防災に対する意識が高く、よく訓練をされておられることが感じられます。平常時は防災意識の啓蒙に、また災害時には市民の命を守るため、その身を挺して職責を全うされている消防団員の皆様を初め、防災関係各位の皆様の献身的なご努力に心より感謝を申し上げます。今後は更に葛城市民の生命と財産を守るため、その職務にご精励されることを切にお願い申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

藤井本議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

本日3月11日、東日本大震災から丸8年になります。現地では復興の進んだところもありますが、まだ避難生活を余儀なくされ、もとの暮らしを取り戻せていらっしゃらない方もたくさんおられます。今後の震災復興が進むことを願うとともに、私たちの葛城市も今まで以上に災害に強いまちに、そういった災害に対応できるまちにしていかなければならないというふうに思っております。

今回の質問は3つございます。1つ目は新町両グラウンド整備の進捗状況についてであります。今回は昨年12月議会での補正予算に関してこのピッチの整備状況を伺うつもりであります。2つ目は、市立学校の校区割についてであります。ここでは主に5つの葛城市立小学校について伺います。そして3つ目は、学校図書館の活性化についてであります。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと思います。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 先週の本会議の初日ですけれども、阿古市長の施政方針演説を伺いました。幾つか印象に残るのはありましたけれども、そういった中で2つ今回の質問に関連したくぐり上げておきたいと思えます。1つは、葛城市が合併前のサービス水準を維持し、近隣自治体に比べ行政、教育、福祉サービスが充実しているんだということをおっしゃいました。今後も市民が安心して暮らせる行政サービスを提供していくためには、独自財源である税収を安定的に確保して財政の健全性を維持していくことが必要である。その点で市長は人口の増加が不可欠であること、特に働く世代である生産年齢人口の増加を図り、子育てしやすい環境づくりに努力するというふうにおっしゃいました。これを念頭に今回の一般質問では、市内、葛城市立小学校の校区割とそして学校図書館司書についての2つの質問をいたします。

もう一つ印象に残ったことでありますけれども、昨年9月と12月の一般質問でお尋ねした新町スポーツゾーンの両グラウンド、すなわち第1健民運動場と新町公園球技場の整備につきまして、第50回全国中学校サッカー大会が今年8月に開催されますと。そのうち1回戦から準決勝までの計10試合が両グラウンドで開催されるということでありまして。そして市長は、地区大会を勝ち抜いて全国から集まった選手たちが最高のピッチ状態で競技できるよう準備を進めておりますとおっしゃいました。そして今後も利用者の皆様に喜んでいただけるよう、葛城市民の皆さんに喜んでいただけるよう引き続き芝生の管理に努めてまいりますというふうにおっしゃいました。以前にも私申しましたけれども、私は天然芝のこの両グラウンドは先人が残してくれた先人の思いが詰まった市民の誇れる財産だというふうに考えております。前回の一般質問では、本大会をよいきっかけとして両グラウンドの更なる活用につなげていきたいという思いで、大会後を見据えながら維持管理と運営方法について質問をいたしました。正直申しまして、昨年9月、1回やりまして12月と既に2回この質問もやりましたので、もうええかなというふうにも思っておったんですが、やはり全国中学校サッカー大会、これ葛城市が受けた大会ですのでこれがちゃんと実現するように、しっかりとちゃんと引き続き質問をしなさいというふうな言葉を、市民の皆様からも、先輩議員からも、さらには、職員の皆様からも頂戴いたしましたので、前回に引き続きその気持ちを背負って質問をしたいというふうに存じます。

まず、全国中学校サッカー大会につきまして、まず教育委員会のスタンス、それをお伺いしたいと思います。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしく願いいたします。ただいまの吉村始議員のご質問にお答えさせていただきます。

全国中学校サッカー大会につきましては、ライン引き、テント、また簡易トイレ、発電機等の会場の設営や、開会式、試合日程等の大会運営につきましては、中体連によって行われるものでございますので、市の教育委員会の立場としましては、会場の貸し出しが基本と考えております。なお、先ほど議員もおっしゃられましたように、参加されるチームにつきましては、厳しい地区大会を勝ち抜いて参加されておりますので、教育委員会としましても喜んでプレーしていただけるように、できるだけ協力をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今おっしゃったとおり、教育委員会としては会場の貸し出しというのが基本だということについては承知しております。また、喜んでプレーしていただけるように、できるだけ協力をしたいというふうに今ご答弁を頂戴しました。この大会については、私は、前任者から引き受けた大会だというふうに伺っております。前任者が引き受けたということは、葛城市が引き受けたということでございますので、おもてなしの心でしっかりと対応をさせていただきたいというふうに思っております。今回も議長のお許しを得まして、パネルを使用

したいと存じます。昨年12月議会で、来年8月に開催されます全国中学校サッカー大会の競技場となるグラウンドの整備費用の補正予算が成立いたしました。補正予算の概要については、昨年12月17日厚生文教常任委員会で、今ご答弁くださいました岸本教育部長が説明をしてくださいました。両グラウンドは、手を加えればかなりの状態でよくなっていくであろうという認識を当時示してくださいました。そして、グラウンドのピッチの補修のために、体育施設費の原材料及び備品費の購入費として、およそ1,200万円の予算を上程をしてくださいます。その後本会議で承認をされました。内訳を言いますと、備品費といたしまして、芝刈り機570万円、スーパー370万円、コア抜き機460万円、これが備品、機械ですね。スーパーというのは、芝を刈ったときに、あるいはコア抜きで土が出たときに、これを吸い取るという、人間で集めていたら大変なことになりますので、芝刈り機、スーパーこれは一体かなというふうなことであります。それからあと、原材料といたしまして、目土550万円、木枠150万円ということで、これを原材料として上げておられまして、合計2,100万円を計上してくださっているということでございます。まず上の機械の運用について、どのようにされるか伺いたいと思っております。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまのご質問の機械の運用でございますが、機械の運用につきましてはアルバイトの増員等をお願いしております、基本的には職員とアルバイトで行う予定でございますが、初めてのことになりますので、8月の全国中学校サッカー大会までは、機械の購入先やグラウンドの管理委託業者に協力を得ながら慎重に進めてまいりたいと考えております。また、大会の期間中の作業については、職員が大会準備等に対応しなければならない場合もございますので、管理委託業者にお願いしたいと考えております。なお、8月以降の芝刈りについては、職員とアルバイトで作業を考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。では、芝というのは生き物でございますので、使っているとどんどんどんどん踏み占められてしまって、なかなか育たないということで、やはりある一定の制限といいますか、大会まで養生しなければいけないというふうに思っておるわけですが、今月、3月以降8月までのグラウンドの貸し出し予定、これを平成29年度、平成30年度の同時期と比較してお答えをいただきたいと思っております。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまのご質問の今月以降8月までの貸し出しの予定でございますが、サッカーグラウンドの部分の貸し出しでございますが、3月24日にスポーツ少年団の卒業記念の親善大会が予定されておりましたので、こちらには貸し出しを予定しております。平成30年度につきましては、その1件だけでございます。平成31年度につきましては、使用されている団体、チームに協力をお願いしております、基本的には野球場以外の貸し出しは制限をさせていただいております。6月10日に第4回の橿原市葛城市グラウンドゴルフ交歓大会を予定しておりますが、こちらにつきましては、毎年開催されている親睦の大会でもあり、芝生への影

響が少ないと判断いたしまして、貸し出しを予定しております。今のところ、8月までの貸し出し予定はその2件だけでございます。平成29年と平成30年度につきましてでございますが、4月から8月までの分でございますが、芝グラウンドの貸し出し実績ですが、平成29年度がメインの第1健民グラウンドが36日、サブの新町公園球技場が35日、ナイターが5日、平成30年度はメインが26日、サブが30日、ナイターが3日となっております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今教育部長のおっしゃるとおり、例えばグラウンドゴルフであれば、芝生への影響は特にないわけでありましてけれども、日にちもさることながら、例えば使ってもらいにしても時間をきちっと管理していただくということですね。のべつ幕なしに朝から晩まで使うとか、そういうふうなことがないように考えて、また制限をすとか使わせないということが当然目的でないわけですので、そこら辺を考えながら市民の利用にも供していただけたらというふうに思っております。

続きまして、ここを一番伺いたいところなんですけれども、今月以降、3月からこの大会までのどういうふうになさるのか、工程をお示しいただきたいと思っております。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまご質問いただきました、今月以降の工程、予定でございますが、今月3月中にはコア抜き、目土散布、肥料散布等を予定しております。4月以降につきましては、毎月の肥料散布、週2回程度の芝刈りを想定しておりますが、芝の専門家とのアドバイザー契約をお願いする予定でございます。専門的なアドバイスをいただき、芝の状態等を見ながら管理、委託業者とも調整をし、慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 ちょっと今のご答弁について突っ込んで伺いたいと思っておりますけれども、3月にコア抜きをされると、それから目土散布をされるというふうに伺っておりますけれども、機械の購入とか目土の購入は現時点でできているのでしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 機械の購入、また目土等の購入につきましては、順次行う予定をいたしております。また、その状況によりまして作業の方を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 この補正予算を特に必要だということで、今新年度予算に入っている今回の議会はそういうふうになってるんですが、結局補正を組んだということは、今月末までに機械を購入し、原材料である目土等を購入して、作業をして今月中にやらなければいけないんだというふうなことで組まれたと思っておりますけれども、そういったことはできるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 申しわけございません。機械の購入、資材の購入については今月中に行います。それでその入荷状況によって作業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 もう一つ伺いたいんですが、3月中にコア抜き、目土散布をするというふうなことを伺っておりますけれども、4月以降について、特にコア抜きについて言及がなかったわけなんですけれども、これは予定はされているのでしょうか。していないのでしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 4月以降につきましては、先ほども申し上げましたように、芝の専門家の方とアドバイザー契約をお願いするという予定をしております。その方のアドバイスをいただきながら、もちろん、エアレーションやコア抜きも行うつもりでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 先ほどの予算の中で、コア抜き機ということで460万円を計上されていますが、460万円を買われるということは、コア抜きを何度もするというふうなことだというふうに思うんですが、例えば3月1回だけで終わりということであれば、こういったものを買う必要はそもそもないわけでありまして。さて、芝刈り機、スーパードライバーこれを購入するというのは非常に芝の管理をするんやなということでもわかりやすいと思うんですけども、コア抜き機を購入される意味は何でしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 コア抜き機につきましては、グラウンドの状況、かたさ等を柔らかくする、また排水をよくする、それから空気等の中に入れての芝の活性化をよくするというふうに理解をしております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 先ほどの質問とあれなんですけども、機械を3月中には買いますよと、コア抜き機も含めて買いますよということで、それを見ながら3月中にコア抜き、目土散布をするというふうな理解でよろしいんですね。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 3月中にはそれを予定しておりますが、まず3月24日にスポーツ少年団の卒業記念の大会がございます。その辺への状況、影響等も考えながら行っていきたいと考えております。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 では、このコア抜き機、それも買って、あと目土、それからあと原材料費の中で目土と木枠というのが原材料で上がってますけども、これはどういった目的で購入されるのでしょうか。再度またお答えください。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 目土と木枠につきましては、目土につきましてはもちろん平常の目土散布、それと起

伏がある部分をできるだけ平らに持っていきたいというような思いもございます。それと木柵につきましては、サッカー場のゴールの後ろのあたりがただいま不足をしております、ゴールを置くのに木等を置いて設置する状況でございますので、できましたら後ろの方に芝生を伸ばしていきけるように、木柵等で芝生を広げていきたいというような思いであります。以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今の説明、わかりにくかったんですが、木柵についてゴールのところにそれを置くのということですか。もう一回わかりやすく説明お願いしたいと思っておりますけれども。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 申しわけございません。ゴールにつきましては、ただいま、サッカーのコートを引いたときに後ろが芝生からはみ出しておるという状況でございます。普通に置くとゴールが斜めになってしまうというような状況でもございますので、その辺のところを解消できる方法を探っていきたいと。それにつきましては、それぞれのゴールの後ろもありますけども、全体的にきっちり芝をそこまで伸ばせていけたらということを考えております。これは8月に全て間に合うかどうかにつきましては、またアドバイザーの方との相談させていただきたいと思っております。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 木柵というのが、予算でいうと150万円もかかってるんですね。今の説明ではそんなことのために150万円も使うというのはどうも納得がいけないんですけれども、そもそも私がこのグラウンドのことにつきまして聞いておりますのは、いわゆる南北の高さ、高低差が相当違っているというふうに聞いております。そうなってきますと、そこら辺のところを平準に持っていかなければいけません。また、やっぱり長年使っているグラウンドですので、目土もどンドンしておりますので、その間にかまぼこ型になってしまっているというふうなところもあります。また、今、ピッチにつきましては平らにしなければいけないと、傾斜があり過ぎてはいけないということで、0.5%とかそういうふうな基準もございますので、それに近づけていくというために、目土を購入して木柵はグラウンドの周りぐりと囲ってやるというふうにそういうふうに聞いております。そのための私は木柵ではないかなというふうに思うわけなんです。今、また質問の目先変えますけれども、芝の専門家のアドバイスを得る予定やと、アドバイザー契約をする予定やというふうなことをおっしゃってるんですが、これはどのような方を想定をされているのでしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまの部分につきましては、平成31年度予算の方に予算を計上させていただいております。そこでまた詳しくお話しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 日本の芝生の専門家といえば、私、芝の専門業者の方にも聞いたことがあるんですが、これは3人やというふうに言われているんですよ。昨年10月に私が清水に行ったときに、ご

指導もいただきました佐野忍さんという方ですね。それから11月でしたか、味の素スタジアムに唐突に行って、ご指導くださったオフィスショウの池田省治さんという方、それからもう一人は名前だけ聞いたことあるんですけども、国立競技場の鈴木憲美さんとおっしゃる方が、これが3本の指ですよというふうに聞いております。国際的にも活躍されておられて、オファーも来ているというふうな方でございます。そのうちの1人が、葛城市内に芝の専門家の方が住まれているんですが、その人のご紹介でわざわざ両グラウンドの状態を見に来られたことがありました。私もそのときに、前から佐野さんの名前は聞いてましたので、すごい方やなど、まさかいらっしゃると思わなかったので、見に行くことができました。そのときにいろいろと計測機械とか持ってきておられて、ぽんとボールを落としてグラウンドの状態を見られたことがあります。そのときに印象に残っているのは、新町運動競技場の方は、結構いいですよ。ただ、第1健民グラウンドの方は、このままやと、トップレベルの、言うたら中学生でもやはり全国大会に出るような子どもたちが激しいプレーをすると転倒もすると。そのときにけがをするおそれがあるというふうなことで、だからコア抜きが必要やというふうなことをおっしゃいました。いろいろとそのときに的確なアドバイスもいただいたわけでありましてけれども、工程表につきまして3月中のことはこの機械を買って、これは一応、日程とかは今のところは機械が入ってきたのを見ながらやるというふうなことなんでしょうか。それとあと4月以降についても、どなたか存じませんが、そのアドバイザー契約を結んだ方の意見を聞きながら4月以降については相談をするというふうなことなんでしょうか。そういうふうに答弁としては聞こえたんですけども、違ったら違うというふうにおっしゃっていただいたらと思います。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 確かに機械の購入の状況も加味しなければなりませんし、先ほど言いましたスポーツ少年団の卒業記念の大会、これもございますので、その辺のところを加味しながら、やっていけるところから作業はやっていきたいというふうに考えております。4月以降は、議員おっしゃったようにアドバイスをいただきながら、業者とも詰めて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 この機械を、コア抜き機を買っているということはですね、まだ買ってないんですけども、買うというふうに予算を出したということは、結局、4月以降もそういうふうな回数が必要だということで私は買われているんだというふうに思っておったんですが、その工程が4月以降はまだ決まってないということであれば、これは一体予定も決まってないのに、工程表もないのに、機械を買っているのかと。そういうふうなことになるのかというふうに思います。これは一体どういうことかなというふうに思うわけでありましてけれども、ほかいろいろと細かいことを聞きたいなどは思っておったんですが、やり過ぎると時間もどんどん半分も過ぎてしまいましたので、あとはまた細かいことは厚生文教常任委員会もありますのでまた伺いたいというふうに思いますけれども、去年12月の厚生文教常任委員会でも開始式について

やったらどうですかということをご提案させていただきました。大会運営を中体連がメインで行っているということは理解はしておりますけれども、葛城市のアピールのために開所式をやる意義もこれはあると、私は思っております。教育長には、やっぱり中体連と相談していただいて、提案をしていただくということをお願いしておきたいなというふうに思うんですが、せっかくですから教育長、いかがでしょうか。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 先ほどから部長の方が答弁しておりますように、芝管理云々につきましては、運動公園の有効的な利用ということで、大変教育委員会としても懸命に取り組んでいきたいというふうに思うんですが、中体連はあくまでも現状で貸してくれと行って来られたんですよ。だから現状でも、極端な話いいわけです。そこで、今これだけ市の方もお金をかけていただいて、グラウンドをどうにかしていこうというのはやっぱりグラウンド活用のためなんですよ。だから、ここは大いに教育委員会としても力を入れていきたいと思うんですが、向こうがこういう行事をするから貸してくださいと来た。そこに行事をこれせえ、あれせえということは私、ちょっとよう言いません。そもそも実行委員会の方も、国レベル、県レベルの方も実際にやっておられますので。それからやるのが葛城市だけじゃなくて、ほかの市もやられます。そこと連絡調整をとりながら大会成功に向けてやっていきたいと思うんですが、もう一遍言いますが、うちがやるんだったらこれしましょうと言えるんですけど、あくまでもこういう行事をしますよ、それで貸してくださいよと来られたところに、なかなか意見は言えないかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 場所を貸してるんだというふうなご答弁なんですけれども、私の一方的な思いなんですけれども、いろんな人の声を聞いておりますと、サッカーのまち葛城やと。旧の新庄ですけども、そういうふうなのがあったと。やっぱりその思いとか、あるいは、せっかく引き受けたからにはこれだけのお金をかけて整備をするわけですから、それなりのアピールする機会を持ってもらえたらいいかなというふうな声は聞いております。現実問題、できるできないは別として、そういう声があるということはお届けをしておきたいというふうに思います。それから、今の教育長の話聞いておりますと、現状グラウンドが今のような状態のままでも中体連の方はいいというふうにおっしゃったということですね。ということは、特に慌てて補正とか出してやる必要はなかったんじゃないかな。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 今の補正に出ささせていただいたのは、新年度予算で始めていくと、今度4月、5月からのスタートになりますよね。そういうふうな器具を少しでも早く購入して、少しでも早くできるようにということで、補正の方にかけていただきました。それで確かに、場所は貸しただけだと、こういうふうに言いましたけれども、やっぱり葛城市としても可能な限り協力しましょうということで、グラウンド整備の方と兼ね合わせてやっていくわけですから、決して無駄なことではなくて、その工程に従った仕事を進めていると考えていただいたら結構か

と思うんですが、どうでしょうか。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 かねて、教育長はこの大会のためだけに芝生を整備するんやったら意味がないと。市民が今後使うためにやるんやったら意味があるというふうにおっしゃった。私、そのとおりのやと思います。今回の質問で思ってるのは、そうやって前回補正予算を組んだわけです、12月に。このようにやって、教育長も岸本教育部長もやっぱり、しっかりせえよというふうなことで現場に対して指示は飛ばしておられると思います。ただ、これ実際問題見たら、全然進んでない現状があるわけですね。実は私、この前先週の金曜日ですけれども、グラウンドの方見に行きまして、きょう施設管理の芝生の管理の方が来られて、打ち合わせもされるというふうなことを伺っておりますけれども、そうやってきたときに今月、聞いたときによると3月14日くらいにコア抜きをする、目土散布をするというような予定もあるというふうに聞いたんですね。そうすると、機械もない、原材料もないのにどうやってやるのかなというふうに思ったんですが、そのあたりのコミュニケーションですね、そういうのはちゃんととれてるんでしょうかね。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 コミュニケーションの方は、体育振興課を通しまして、とれているというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 とりあえず、これきちっと補正予算で出してもらってるわけですから、これをきちっと執行していただいて、これを使ってコア抜き、目土散布をやっていただいて、自然が相手ですからなかなか難しいと思いますけれども、成功に向けてできるだけずっとこの最高の状態を目指すというふうにおっしゃってますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

時間もあれですんで、次の質問に行きたいと思います。

市立学校の校区割について伺いたいと思います。一般質問の冒頭でも言いましたように、市長は、人口増を目指しておられます。市長がおっしゃるように、葛城市は大阪への通勤も便利で人口増が見込める、奈良県内でも稀有な条件を持ったまちだというふうに私も考えます。ただ、住民自身の住みやすさ、例えば子育て世代であれば、子育てのしやすさが伴わなければ、単なる数合わせになってしまうんじゃないかなと。5万人という人数が住民のためになるということがこれは大事だというふうに思っております。子育てしやすい環境の要件の1つとして、校区割、学校通学区域の質問に臨みたいと思います。

まず、葛城市は現在、北から中学校で言いますと、白鳳中学校、新庄中学校の2つの中学校がありまして、北から當麻小学校、磐城小学校、新庄小学校、新庄北小学校、忍海小学校という5つの小学校があります。この4つ、當麻小学校、磐城小学校、新庄小学校、忍海小学校につきましては、明治の大合併で當麻村、磐城村、新庄村、忍海村が誕生しました。これに相当しておるということでもあります。そして、昭和の大合併で誕生した當麻町、新庄町の区域に白鳳中学校、新庄中学校があるというふうに認識をしております。さて、昭和50年

代、児童数が増加しました。それに伴ってできたのが新庄北小学校、私の母校でございますが、これからいろいろと各小学校について数字のこととかいろいろと伺いたいと思いますけど、その前に新庄北小学校の新設の経緯について当時の新庄小学校ですね、新庄北小学校ができたときの新庄小学校の児童数や施設面での問題点とあわせて伺いをしたいと思えます。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまのご質問の新庄北小学校の新設の経緯でございますが、当時の新庄町は人口が急増しておりまして、新庄小学校の児童数も昭和48年度には814人であったものが、昭和51年度には1,078人と、わずか3年で264人も増加するというような状況でございました。こうしたことから、当時新庄小学校施設では、対応しきれないというような状況となりまして、一旦は新庄小学校の増築を検討されたようでございますが、文部省の児童生徒急増市町村の指定を受けられることとなりまして、新たに小学校を設ける方がよいということで、新庄北小学校の新設が計画されたところでございます。その後、昭和51年度から建築が開始され、昭和52年3月に竣工し4月に開校したという経緯になっております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 わずか3年間で児童数が一挙にふえたというふうなことでございます。今おっしゃった264人という児童数は、実は現在の當麻小学校とか新庄北小学校の児童数に大体匹敵をするということでございます。新庄北小学校は私が小学校4年生のときに開校いたしまして、私が第3回卒業生でございます。隣におられる梨本議員が第5回卒業生でございます。2人とも新庄小学校、新庄北小学校の両方とも校歌を歌うことができるというのが得意技になっております。今はちょっと時間の関係で歌えませんが、とある方から、新庄町と當麻町の合併協定書に、町立学校の通学区域の取扱いについての記載があるよというふうに教えてもらいました。そこには、小中学校及び幼稚園の通学通園区域については、当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学通園区域の検討を行うというふうでございます。

昨年12月の厚生文教常任委員会で、今ご答弁くださいました吉川教育委員会理事が、新庄小学校と磐城小学校では児童数がふえてますよということで、机、椅子などの備品を調達されたということを伺いました。大ざっぱに言いまして、當麻小学校と新庄北小学校と忍海小学校、この3つの小学校の児童数は本年度がピークだそうです。それから、磐城小学校と新庄小学校のピークはこの後に来るそうなんです、教室の不足という問題だけに関して言えば、現時点では問題はないというふうな認識をされておりました。教育委員会でつかんでおられる数字というのは、いわゆる自然増です。自然にふえていく数ですね。阿古市長が、今後人口増を目指しておられるということは、社会増という、これに違う要素が加わってくると思いますが、これらを念頭に校区割の検討を始める時期に来ていると考えます。今回はほんまに数字のことばかり聞きますんで、ちょっと細切れに聞いていきたいと思いますが、まず、市内5小学校の先ほど申しましたように、磐城と新庄はちょっとふえていくんです、

これからね。それから学校の規模が大きいんです。當麻と新庄北と忍海は横ばいという形になりますので、この小学校の、まず全校児童数、それから各学年ごとに児童数と学級数、そして1教室当たりの平均児童数、これを伺いたいと思います。数字がずらっと並ぶんですが、これ基礎となる数字ですので、しっかり聞いておきたいと思います。先にまず、児童数がふえていると言われている新庄小学校、磐城小学校、この2つまずお教えてください。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいまの児童数等の質問でございます。現在である平成30年度の各小学校の状況でございますが、これにつきましては、毎年5月1日現在の状況を調査されております、学校基本調査の内容でお答えさせていただきたいと思います。

まず、新庄小学校は全校児童数が811人で、第1学年の児童数は120人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は30人です。第2学年の児童数は131人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は32.75人でございます。第3学年の児童数は132人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は33人でございます。第4学年の児童数は135人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は33.75人でございます。第5学年の児童数は128人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は32人でございます。第6学年の児童数は133人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は33.25人で、これに加えて特別支援学級の児童数が32人、学級数が9学級という状況でございます。

次に、磐城小学校でございますが、全校の児童数が705人で、第1学年の児童数は104人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は26人でございます。第2学年の児童数は114人、学級数は4学級、1学級当たりの平均児童数は28.5人でございます。第3学年の児童数は108人、学級数が3学級、1学級当たりの平均児童数は36人でございます。第4学年の児童数は109人、学級数が3学級、1学級当たりの平均児童数は36.3人でございます。第5学年の児童数は109人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は27.25人でございます。第6学年の児童数は126人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は31.5人でございます。これに加えて特別支援学級の児童数が35人、学級数が9学級という状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 数字がずらざらと並んでなかなか大変なんですけれども、続いて児童数が今がピークで小規模と言われる忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校をお願いいたします。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 続きまして、忍海小学校でございます。全校の児童数が316人で、第1学年の児童数は47人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は23.5人でございます。第2学年の児童数は41人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は20.5人でございます。第3学年の児童数は55人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は27.5人でございます。第4学年の児童数は44人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は22人でございます。第5学年の児童数は56人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は28人でございます。

第6学年の児童数は61人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は30.5人でございます。これに加えて特別支援学級の児童数が12人、学級数が5学級という状況でございます。

次に、新庄北小学校でございますが、全校の児童数が278人で、第1学年の児童数は34人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は17人でございます。第2学年の児童数は52人、学級数は2学級、1学級当たりの平均児童数は26人でございます。第3学年の児童数は43人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は21.5人でございます。第4学年の児童数は47人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は23.5人でございます。第5学年の児童数は49人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は24.5人でございます。第6学年の児童数は43人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は21.5人で、これに加えて特別支援学級の児童数が10人、学級数が3学級という状況でございます。

次に、當麻小学校でございますが、全校の児童数が286人ございまして、第1学年の児童数は44人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は22人でございます。第2学年の児童数は37人、学級数は2学級、1学級当たりの平均児童数は18.5人でございます。第3学年の児童数は46人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は23人でございます。第4学年の児童数は48人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は24人でございます。第5学年の児童数は49人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は24.5人でございます。第6学年の児童数は44人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数は22人で、これに加えて特別支援学級の児童数が18人、学級数が4学級という状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今伺いましたのは私、校区を検討するためには、私なりに考えたんですが、3つの視点が要るかなというふうに思っております。1つが施設。言うたらグラウンドの広さとか、運動場の広さに対して児童の数どうやねんというふうなことですね。それからもう一つは1学年の人数ですね、あるいは学級の数と言ってもいいと思いますが。例えばAという学校は1クラス40人やのにBという学校は1クラス20人でばらつきがあり過ぎるとか、そういうふうなことがあっては問題かなと。それから通学の負担、近くに学校があるのに、そこは違う学区で、遠いところに通わなあかんとかいうふうなことですね。そういうふうな3つの視点がありまして、今は2つ目、学年と児童数について伺いました。

それから続きまして上の1番の施設と児童数についてお伺いをいたします。学校ごとの校舎面積、それから運動場の面積を伺いたいと思います。まず、新庄小学校と磐城小学校をお願いします。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 学校の面積の関係でございます。各小学校の校舎面積と運動場の面積でございますが、まず、新庄小学校の校舎の延べ床面積は5,816平方メートルで、運動場が6,012平方メートルでございます。

次に、磐城小学校でございますが、校舎の延べ床面積が5,740平方メートル、運動場が7,926平方メートルとなっております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 続きまして忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校について伺います。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 次に、忍海小学校でございます。校舎の延べ床面積が4,011平方メートル、運動場が1万1,100平方メートルでございます。

次に、新庄北小学校でございますが、校舎の延べ床面積が3,539平方メートル、運動場が8,419平方メートルでございます。

次に當麻小学校でございますが、校舎の延べ床面積が3,792平方メートル、運動場が7,583平方メートルでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今ご答弁くださいました数字をざっと見ておりますと、5つ小学校ありますけれども、かなり人数に差があるなということがわかります。例えば子どもたちが全児童で綱引き大会をしましょうということになったときに、新庄小学校、811人の児童がおられます。まず忍海小学校と新庄小学校がやると、圧勝です、新庄小学校の。忍海小学校に手助けに新庄北小学校を足してやったら、これも新庄小学校の圧勝。それに當麻小学校が加わってようやく、當麻、新庄北、忍海を3校を足して880名ですね、今の話を伺いますと。新庄小学校811名ですから、ほぼそれくらい、新庄小学校が多いなということがわかります。

それから、運動場の広さ、伺いましたけれども、何と葛城市内で、新庄小学校の運動場が一番狭いということがわかりました。一番広いのが忍海小学校1万1,000平方メートル以上あるんですが、新庄小学校は6,012平方メートルやから、半分はいかないまでも6割弱しかないということで、新庄小学校はいろんな意味で、数字だけ取り上げて見るというのはいけないと思いますけれども、これだけ見ると結構児童数が多くて、それに対して運動場とかは狭いなということがわかると思います。これは今後のまた検討の中の1つの要因になってくるのではないかなと思います。

続きまして、磐城小学校と新庄小学校区域では、前の質問で厚生文教常任委員会で今後ふえるというふうには聞いたんですが、両学区の5年ごとの児童数の変遷と0歳児からの今後の学年ごとの人数をお伺いします。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 まず児童数の変遷でございます。新庄小学校の5年前の平成25年度の児童数は714人でございます。10年前の平成20年度に至りましては734人でございます。磐城小学校は平成25年度は674人、平成20年度は635人でございます。次に、1歳児からの今後の学年ごとの人数でございますが、これにつきましては平成30年10月の葛城市の年齢別人口により申し上げますと、新庄小学校区の5歳児が153人、4歳児が128人、3歳児が131人、2歳児が125人、1歳児が109人でございます。磐城小学校区につきましては、5歳児が151人、4歳児が115人、3歳児が113人、2歳児が136人、1歳児が102人という状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今の話伺ってまして、全体的に人数は若干増加傾向にあるのかなということはわかりませんが、これだけの数字ではちょっと何とも言えないんですが、新庄北小学校区では、このままでは単学級の学年もふえるようにも聞いております。新庄北小学校につきましても同様に、5年ごとの児童数の変遷と0歳児からの今後の学年ごとの人数をお伺いします。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 新庄北小学校の状況でございます。5年前の平成25年度の児童数は227人で、10年前の平成20年度は220人でございます。1歳児からの今後の学年ごとの人数でございます。5歳児が43人、4歳児が30人、3歳児が36人、2歳児が32人、1歳児が38人でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 今ご答弁いただきまして、新庄北小学校もふえてきてますよということで、昔、単学級があったと思うんですけれども、今は全部2クラスというふうになっている。これはやっぱり人数がふえたからかなと思います。単学級と今、言葉を言いましたけれども、このメリットとデメリットがあろうかと思うんですが、これについて見解をお伺いしたいと思います。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 単学級のメリットとデメリットということでございますが、各学級で行っている通常の授業につきましては、特に変わりはないのではないかと考えております。メリットといたしましては、子ども1人1人の個性や特性に応じた教育活動がしやすく、個々の能力を伸ばしやすいことや、クラスがえがないことによる子どもたち相互の関係を深めていく学習づくりがしやすいことなどが考えられるところでございます。また、異なる学年との交流を重視した教育活動となるため、学校全体の児童及び教職員の一体感や交流が深まりやすいことが考えられます。次にデメリットといたしましては、通常学年単位で行うような体育であったり音楽などの集団で行う学習では、その規模が小さいことにより学習目的を達成しにくい場合や、学校全体で行う運動会などの行事での集団活動の活性化が難しい場合があることなどが考えられます。また、学級編成がえがないことによりまして、学級のルールや子どもたちの中での価値観が固定されがちになりまして、多様な物事の見方や考え方を学ぶ機会が少なくなることなどが考えられるところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村始議員 なるほど、そういうふうなメリット、デメリットがあるということでございます。磐城小学校区につきましては、実は大字尺土の児童の方の通学路、途中危ないからとか遠いとかそういうふうな問題も聞いております。また大字東室の児童が、南は新庄小学校、北は新庄北小学校区となっております。今まで小学校区がほぼ明治期の合併による先ほど申しましたように区域であったのでありますので、これについては一定の合理性があろうかと思えます。

しかし、葛城市になりまして2つの自治体の境界がなくなりました。今後の住宅開発増による社会増というふうなこともございます。見直しの検討も必要になってくるだろうなというふうに思います。

さて、このことはなかなか簡単にいかない問題もあるかもしれないと思うんですけども、今、社会増というふうなことを申しましたので、そのことにつきまして阿古市長に、そのことに関して、私は見越して学区割のルールづくりを検討する時期に来ていると思うんですけども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えさせていただきます。学校校区の問題と申しますのは、まず今現状の問題とそれと将来の問題と、両方影響してくる問題やと思います。議員のご質問の中で、2校が非常に700から800という大規模校になって、あとの3校が200から300の間に推移している小規模小学校であるということ。その現状があるということは、まずそれについての考え方を整理する必要があるであろう、グラウンドの問題、校舎の問題等ありますので、今現状としてどうあるべきかという校区の考え方も1つあるべきかと思えます。

それと将来の考え方でございます。葛城市の場合は非常に子育て、教育に関しての財源を厚くしていくという思いでおります。当然のことながら、市民の皆さん方の数も増加するに当たって、子どもたちの数も増加する方向に施策を進めていきたいと考えております。その中で考えておりますのが、大規模開発をしたような形の一定の世代だけが極端に偏るような政策はとりたくない。ある一定の割合をできましたら2%台くらいの人口増の中で消化できれば一番ベストかなと。それが一番社会資本として投資する額が少なくて済むのかなというような思いがあります。具体的な計算はこれからいろんな人口の推移を確認した上でになりますが、私の今のざっぱな感覚ですけども、大体1学年が800人くらい。といいますと1学年800人としみますと、60代までの間ですと4万8,000人になりますので、大体1年ごとの世代の中では800人前後になるであろう。そうしますと単純に、800人が6学年ですので、4,800人の子どもたちを小学校で抱える。今現状ですと、それを5で割りますと大体1校当たり800人。といいますと磐城小学校、新庄小学校の規模の学校が5つあれば、今の現状の小学校の規模でいけるであろうという非常にざっぱな推移でございまして、これから検証は重ねますが、そのような思いを持っております。それ以上になりましたら当然新設もありますし、その中で、じゃあ一定の割合をどう配分するのかということになります。地域、地域、今非常に開発が盛んでございまして、その地域の増加が見込まれる地域については、将来的には教育委員会の方では一定の考察がされるべきであると私は考えておる所存でございます。今申し上げれるのは以上でございます。校区の問題につきましては、教育委員会の方で検討していただきますので、その都度校舎の増設がいいのか、もしくは、ほかの方法があるのか、いろんな予算的な部分につきましては相談を受けますので、その部分との兼ね合いの議論になっていくのかなという思いでございまして。

以上でございます。

藤井本議長 吉村始君の発言を終結いたします。

吉村始議員 もうアウト。わかりました。

藤井本議長 もう時間だいぶ過ぎてますので。1時間というのは決まっておりますので。

吉村始議員 わかりました。これをやめますというのもしないで。

藤井本議長 はい、ほかの委員会等でお話してください。終結いたします。

吉村始議員 わかりました。ありがとうございました。

藤井本議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 こんにちは。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問に先立ちまして、本日3月11日は8年前に東日本大震災の起きた日となっております。被災地域の日も早い復旧、そして被災された方々の心の平穏、何より震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問内容に入りたいと思いますが、今回は3つ質問させていただきます。1つ目は、財政健全化について。2つ目は、職員研修について。3つ目は、公共施設等の集約化についてでございます。

これより先は質問席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 では、始めさせていただきます。

私は、日ごろより何かをよくするには一過性ではいけない、このように考えております。よい習慣を身に付けて継続する。これが成長、成功への近道である。このような考え方を持っているわけでございます。そこで、きょうのテーマは継続的改善、これを念頭に置いた上で質問させていただきたいと思っております。

昨年の3月議会なんですけれども、私は一般質問で迷子の話をさせていただきました。迷子の1つは現在地、つまり今いる状態がわからない、今どこにいるのかわからないということではいけない。そして、自治体の現在地を知るためには財政をしっかりと分析をしていくことが大切であると、このようにお話をさせていただきました。正確な今の現在地、これは刻々と変化しているわけでございますので、この現在地を理事者、職員、そして議員だけでなく市民の皆様にも広く知っていただく必要があると考えております。ということで今回は前年の3月議会でも質問させていただきました財政健全化についてまず質問させていただきたいと思っております。

この財政に私はこだわっておりますが、実は財政に関しましては本当に強い危機意識を持っているんです。これは葛城市民としてだけではなくて、日本国民としても本当に不安を感じております。現在の国の借金は1,100兆円を超えていると言われておりますのでございますが、

これは内閣府の発表する2018年の実質GDPこれが約534兆円でございますから、この倍以上のとんでもない金額です。また、基礎的な財政収支、プライマリーバランスの赤字も続いているわけございまして、後々の借金はふえているんですが、有効な手だては全く見えてこない。その借金額とあわせて危機感を覚えるのは何かというと、行政サービスの借金頼りが政府も国民もなれてしまっていることにあるんです。この状況を考えるとき、ゆでガエルの法則というものがいつも私の脳裏に浮かびます。ご存じの方も多いでしょうし、疑似科学的な作り話を承知で少し説明させていただくと、例えばカエルを煮立った熱湯の中に入れると、驚いて熱くて飛び出します。ところが、常温の水に入れて徐々に熱していくとカエルはその温度変化になれていき、生命の危機と気づかないうちにゆで上がって死んでしまう、というお話です。つまりゆでガエルの法則とは、ゆっくりと進行する危機や環境変化に対応することの難しさ、大切さを戒める例え話の一種でございます。個人も組織も手おくれのゆでガエルになりたくなければ、現状に甘んじることなく進んでみずからを変える、変化するしかないわけでございます。国全体のことはすぐには変えられませんが、地方でならすることもございます。体質を変えることで環境変化にも耐え得る財政を目指すべきであると、このように私は考えております。

さて、話を葛城市に戻すと、昨年の答弁で財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率など、財務状況を分析する指標があることを教えていただきました。では、まずは直近の主な財政指標の推移について伺わせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

地方公共団体の主な財政指標といたしまして、今議員ご案内の財政力指数、それから経常収支比率、それから実質公債費比率というものがございます。

まず財政力指数でございますけれども、地方公共団体の財政力をあらわす指標で、この指数が高いほど財源に余裕があるとされ、指標が1を超えると普通交付税の不交付団体というものになります。一般的には過去3カ年の平均値であらわされまして、平成29年度におけます財政力指数は0.53でございます。平成28年度と変わりはございません。

次に、経常収支比率についてでございます。人件費や扶助費、また公債費など経常的な経費、すなわち毎年必ず必要となる支出でございますけれども、それに市税や地方交付税などのように毎年入ってくる経常的な収入がどれだけ使われているかといったものをあらわした指標ございまして、この比率が高くなればなるほど財政構造の硬直化が進んでいるというふうに考えられるものでございます。平成29年度の値は95.6%ございまして、平成28年度は96.8%ございました。

また、実質公債費比率とは、地方債、借金の元利償還金が財政に及ぼす負担をあらわす指標ございまして、その数値が低いほど財政が健全であるとされておるものでございます。一般的には過去3カ年の平均値であらわされるものでございまして、平成29年度の値といたしましては、6.4%でございます。ちなみに平成28年度は5.8%ということでございました。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今、部長よりご説明いただきましたように、財政力指数は0.53で変わらず、経常収支比率は96.8%が95.6%に若干改善しております。そして、実質公債費率は5.8%から6.4%へとこれは若干の悪化となります。その中でも私が注視しているのは、経常収支比率です。出るお金と入るお金のバランスは家計でも企業でも重要なわけでございます。これまで悪化傾向にずっとございました。平成26年からは急激に悪化しており、特に平成28年度は平成27年度と比較して6.2%も上昇、悪化するという数字でございました。では、平成29年度はというと、若干であるが改善されているわけでございます。その要因や実施された改善策の効果について教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

平成29年度の経常収支比率でございますが、先ほど申し上げましたとおり、95.6%となったところでございます。平成28年度経常収支比率96.8%と比較いたしますと、1.2%下がっておる状況でございます。わずかながらではございますがよくなったというふうに受け取っておるところでございます。県内39市町村の動向におきましては、25団体において比率が上昇傾向でございました。本市の1.2%好転した要因を簡潔に説明をさせていただきます。

まず、歳入におきまして分母となります市税などの経常一般財源と言われるものが、1億8,905万6,000円の増となって、経常収支比率の平成28年度に対する影響割合といたしまして、この分だけで約2%の減というふうになります。

また、歳出におけます主な要因といたしましては、まず歳出を性質別に見た場合、一部事務組合への負担金など、こういった補助費等といいますが、これにおきまして6,068万9,000円の減、対平成28年度影響割合といたしまして0.7%の減となります。逆に元金ですとか利子の償還金といった公債費、これにおきましては4,949万8,000円の増、対平成28年度影響割合といたしまして0.6%の増、それから特別会計等への繰出金、こういったものでは、4,126万3,000円の増、対平成28年度影響割合といたしまして約0.5%の増。そして生活保護費ですとか、児童福祉法に基づき生活困窮者や児童を援助するための経費であります扶助費におきましては3,480万円の増、対平成28年度影響割合といたしまして約0.4%の増となりまして、これらの歳入と歳出のそれぞれの影響割合を合計いたしますと全体といたしまして1.2%の減というふうになったところでございます。

また、具体的な改善策といたしましては、庁舎を初め福祉施設ですとか学校施設、また体育・文化施設などの公共施設におきまして、平成28年10月から電力入札を実施し、電気料金の削減を図ってまいりました。その効果といたしましては、電力入札実施前の平成27年10月から平成28年9月までの1年間の電気料金と比較いたしますと、実施後の平成28年10月から平成29年9月までの分で約2,600万円の減額となりました。加えまして、平成29年10月から平成30年9月までの分につきましても更に約800万円の減額となっております、電力入札

の実施によりまして2年間で約3,400万円、自由に使い道が決定できる財源が確保できたということでございます。

以上です。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 昨年度もお聞きいたしました、新電力導入によって平成28年10月からの1年で2,600万円の電気料金の減額。それにあわせて平成29年度は更に800万円の減額とのことでした。単年度だけではなくて、継続して削減効果を上げていることは非常に評価できると思います。県が発行する平成29年度県内市町村普通会計決算、これは速報でございますが、これによりますと、県内12市の中で葛城市は経常収支比率は生駒市、香芝市に続いて3番目によい数字でございます。若干悪化したとはいえ、実質公債費比率も県内12市中、2番目によい。これは市長の方針のもと、総務財政課を初めとする全庁一体となって意識を高く持っているものと肯定的に解釈いたします。しかし、まだまだ安心、満足できるような数字ではないことも事実です。そこで平成30年度決算での見込み、今後の改善策についても伺えますでしょうか。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度決算での見込みということでございます。今後の見込みにつきましては、歳入の根幹となる市税につきましては、徐々にですが、景気回復基調を受けまして、微増傾向となっておりますが、地方交付税の伸びというものが大きく見込めない状況の中で扶助費ですとか、公債費が増加傾向にあることが予測をされております。経常収支比率の上昇が推測をされる所ではございます。しかしながら、政策的には子育て家庭への経済的な支援の一環としてこれまで中学校卒業までの子どもの入院、通院の医療費を対象として助成をいたしておったところでございますが、これを18歳まで引き上げるなどの子育て施策を初め、住みよいまちづくりのための環境整備を行うことにより、人口や税収の増加につながるよう、引き続き一層の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今ご説明いただきましたように、歳入に関して昨年に続き、根幹となる市税がふえている。このことは非常に喜ばしいことであると考えます。葛城市は子育て施策に優位性があるという現状を生かして、今後も税収の増加につなげていただきたいと思います。

昨年も経常収支比率はさらに上昇する見通しという答弁をいただいておりますが、結果的に数字は改善いたしました。今年度以降も更なる改善を期待しております。

もう一つ財政健全化に向けて、私のこだわりを持つ数字が財政調整基金でございます。昨年も財政調整基金の推移を調べ、激減していることを指摘いたしました。この1年での推移と今後の財政調整基金の取り崩し見込みを教えてくださいませんか。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

ます。

平成28年度では、9億4,000万円を財政調整基金から繰り入れ、平成29年度では平成28年度より6億2,000万円少ない3億2,000万円の繰り入れということになってございます。その主な要因でございますが、まず歳入におきまして先ほども申し上げましたように、市税におきまして約8,200万円の増、それから普通交付税で約2,300万円、それから株式等譲渡所得割交付金で約2,300万円の増額というふうになっておりまして、主な一般財源収入が対平成28年度比で約1億8,200万円の増額となっており、また歳出におきましては新市建設計画に基づく普通建設事業費におきまして、事業費ベースで約40億円の減額となっておりまして、このうちこれらに充てられた一般財源は5億7,700万円余りの減額。一方、平成29年度の突発的な支出といたしまして、国庫補助金の返還金が約1億6,000万円ございました。これらの歳入と歳出を合計いたしますと、結果的に平成28年度より6億2,000万円少なくなったものでございます。また、平成30年度の当初予算では8億8,700万円の財政調整基金を繰り入れて予算編成をいたしておりまして、年度末の財政調整基金残高でございますが、3月補正後の予算ベースで約18億6,000万円と見込んでおるところでございます。今後は市税や普通交付税の伸びが見込みにくい中で地方創生や人口減少対策、それから企業誘致、こういったものに取り組みつつ、事業実施の際には国や県の補助のみに限らず財源確保に向けたさまざまな方策を模索し、できるだけ財政調整基金の取り崩しに大きく頼ることのない財政運営をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

なお、今後の財政調整基金の見通しにつきましては、各年度の予算収支を調整するための基金でもあるため、大変予測しがたい状況ではございますが、年度末に少しでも基金取り崩しを減らし、決算を迎えられるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今のご説明によりますと、平成28年度は9億4,000万円の取り崩しがあったと。平成29年度は3億2,000万円とのことでした。突発的な支出、これは道の駅にかかわる国庫補助金の返還金ですが、この1億6,000万円がなければ取り崩しをもっと少なくいけたと理解します。冒頭にもお伝えいたしましたが、私はこれからの時代は環境変化に耐え得る強い財政体質を意識的につくる必要があると考えています。その視点からも昨年の市長の答弁にございました贅沢なものをできるだけ切り詰める、市民に利便性の上がない事業については縮小するという方針を支持しております。今後も財政調整基金の取り崩しが減ることを期待し、1問目の質問は終結させていただきます。

では、続きまして2問目、職員研修についてでございますが、この質問も昨年の6月議会での一般質問からの継続となります。

昨年、職員研修及び研修体系について伺ったところ、葛城市人材育成基本方針を浸透させる取り組みとしてOJT、人事評価とともに研修を位置づけられているということでした。研修の種類で言うと、他団体主催の能力、技術の習得研修以外に、葛城市主催で接遇マナー、コンプライアンス研修等を予定しているとの答弁でございました。今年度から職

員研修に予算を計上されており、重視していることもうかがえます。これらの点を踏まえた上で議論を進めさせていただきたいと思えます。

まず、平成30年度における職員集団研修の実績について、対象職員、人数、テーマ、職員の感想など把握している範囲で教えてください。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員集団研修、平成30年度における実績でございますが、平成30年度におけます集団研修は延べ778名に対して実施いたしました。集団研修の具体的な内容につきまして、主な取り組みを3つ取り上げさせていただきます。

1つ目は職員人権研修でございます。これは、毎年継続して実施しているものでございます。今回は奈良県啓発連協前事務局長の成田進さんを講師にお迎えして、「動けば出会える、聞けば深まる、話せば広がる、差別をなくす強調月間に思う」というテーマで7月に2日間、4こまに分けて実施し、計216名が受講いたしました。

2つ目は接遇マナー研修でございます。こちらは平成30年度からの新たな取り組みでございます。市役所は市民の役に立つところであるべきでございまして、全職員が市民の皆様から信頼され安心して職務を任せてもらえるようになってもらうべく実施したものでございます。8月に1人当たり2.5日間、3班体制で計71名、また今年2月に1人当たり0.5日間、6こまに分けて計144名が受講いたしました。ビジネスマナー、応接接遇マナー、及びホスピタリティマナーについて学んでいただきました。職員からは接遇に関する知識の再認識をする機会となったという感想でありますとか、具体的な職務の中での実践訓練があればよかったといった意見がございました。

3つ目はコンプライアンス研修でございます。こちらは平成30年9月に現役職員が官製談合防止法の違反の疑いで逮捕されたことを受けまして、市長が職員に対して職務命令として受講指示をしたものでございます。職員同士の意見交換を通じて市役所の課題をみずからの業務に引きつけた形で共有するとともに、職員自身に取り組む目標を設定していただきました。平成30年11月に3日間、6こまに分けて計248名が受講いたしました。職員からは定期的な実施が必要であるという意見、組織全体の問題、課題共有の大切さが理解できたという感想がございました。また、1人1人の仕事への意識を高めていくことが必要であるといった意見もございました。

なお、このほか新規採用職員研修でありますとか、人事評価制度研修等も実施いたしました。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただきましたように、集団研修としては延べ788名が受講されたとのことでした。取り組みに関しては大きく3つ、職員人権研修、接遇マナー研修、コンプライアンス研修といったご説明をいただきました。1つ目の職員人権研修は、これは毎年継続し

ているものであり、職員に浸透しているものと理解しております。2つ目の接遇マナー研修に関しましては、平成31年度の市長施政方針にもある、市役所は市民に役に立つところ、これを実現すべく実施されたものと考えております。3つ目のコンプライアンス研修は、職務命令として全職員に受講を指示されるなど、綱紀粛正への市長の並々ならぬ決意がうかがえるわけでございます。それぞれの研修は思いを持って方針を立て、実施されたものと理解するわけでございますが、では、今後の職員集団研修の計画について平成30年度との違い、この平成30年度の研修との違いを中心に教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の職員集団研修の計画でございますが、平成30年度の研修との違いについて申し上げますと、まず、接遇マナー研修でございますが、こちらは初級入門から中級にグレードアップして、例えばハードクレームに対する対応などをカリキュラムに入れることを想定してございます。一方コンプライアンス研修でございますが、平成30年度の研修を踏まえまして、職員の更なる資質の維持向上と育成を図る内容を想定してございます。さきの答弁で触れました平成30年度に実施したその他の研修につきましても、継続して実施していく予定でございます。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 それぞれ継続して実施していくとの答弁をいただきましたので、安心いたしました。先ほど職員さんの意見や感想にあったように、私も定期的実施が必要と考えております。研修効果というのは、一過性では薄く、繰り返すことで組織に浸透してまいります。複数年、時間をかけて計画的に人材育成に取り組んでいただきたいとこのように思います。今の答弁では、平成30年度との違いはカリキュラムや内容に関するものでございました。新研修の導入などには触れられませんでした。私は現状はそれがよいのではないかなというふうに考えております。特に接遇マナーやコンプライアンスに関しましては、社会人として基本中の基本でございます。市民サービス向上のため、徹底して組織にたたき込んでいただきたい、このようにお願いしておきます。そして、その浸透が図られた上で、次の段階も見据えていかなければなりません。

私は物事を進めるうえでモデリングという考え方を非常に重視しております。これは、うまくいっている人や組織から学ぶ、まねるといえば成功の近道でございます。ある機会に市民の方と会話している中で、和歌山県紀の川市役所の対応がすごくよかったとこのようなお話が出たことがございました。紀の川市というのは、この葛城市から京奈和道で約1時間の場所にある人口6万2,600人のまちでございます。葛城市と同じく平成17年11月、5町の合併、これは打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、この5町の合併によって誕生した市でございます。せっかく市民の方よりいただいた情報でありますし、百聞は一見にしかずということで、先日時間をつくって個人的に視察をしてみました。少し市役所内を

歩いてみたんですが、確かに市役所内の雰囲気は明るく、職員さんは親切な対応をしておられました。私自身も行ったことがない市役所でなれない場所に少し緊張して歩いていたのですが、笑顔での対応が気持ちを解きほぐしてくれ、情報提供してくださった方の気持ちがわかる気がいたしました。思い切って1人の職員さんに、この紀の川市役所は対応がよいと評判を聞いてきました、何か全職員対象で取り組みをされているのですかと、このように聞いたところ、手をとめていろいろと教えてくださいました。その職員さんによると、合併当初は職員間の中に壁や戸惑いもあったとのことでした。しかし、合併後のある段階で、市民アンケートが行われ、意識改革の必要性が顕在化したとのことでした。その結果を受けて全職員を対象に、おもてなし研修を実施されたとのことでした。このおもてなし研修を契機に今まであった壁が取り払われ、サービス向上につながったとその職員さんは感じているということをお話してくださいました。非常に興味深いお話でしたので、掘り下げて質問をしてみたところ、人事課の研修担当者さんを快くご紹介くださいました。そして、今やっておられる現在の取り組み、研修への取り組みと、これまでの経緯も聞かせていただくことができました。行ったときに資料提供していただいたのですが、この紀の川市人材育成体系基本計画、これを拝見させていただいて、この中には階層別に求められる能力、受講すべき研修が明記されるという民間と比較してもレベルは高いと感じさせる内容、そして非常にわかりやすく書かれておられました。この計画作成に当たっては、職員の意見を幅広く聴取する職員アンケートが実施されたそうです。そして、職員さんが課題に思っておられること、これを調査結果の分析から的確に上げ、そしてこの計画に落とし込んでおられます。特に目についたのが職員さんの自立、これを重視しているところです。この中に他責から自省へという言葉が大きく書いてございます。この他責というのは、人のせいにするそういったことが以前はたくさんあった。それをみずからの問題として自省、みずからが反省してそして次の行動につなげていく。そのことを全職員に対して意識するようにと、そのような内容でございました。この紀の川市役所では全職員に体系立った研修を受講させており、話を聞く限りみずからの職務に求められる知識、能力の体得に努める組織風土を感じました。ここで詳細を全てお伝えすることはできませんが、モデリングをする上で非常に参考になると考える事例でございました。もちろん、立地、環境等は違いますが、葛城市においてもこのような考え方は参考にし、盛り込むことができると考えるのですが、いかがでしょうか。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

道の駅建設事業に関連した事務処理におきまして非違行為が発覚いたしまして、1月には禁固刑が確定した職員の失職がございました。また、2月末には市長が懲戒処分を行っております。また、折に触れて綱紀粛正の徹底も市長から指示がなされているところでございます。平成30年6月議会で答弁させていただきましたとおり、葛城市人材育成基本方針は平成18年に作成されたものでございまして、策定後時間が経過しており、見直すタイミングが来ているかもしれませんが、まずは一連の事象を踏まえまして、組織、職員全体をどのように

立て直していくのかということに注力してまいりたいと考えてございます。

さきに触れましたコンプライアンス研修でございますが、こちらは全職員を対象としておりますが、法令遵守に関する通り一遍の復習を行ったわけではございませんでして、職員間の意見交換を模造紙への書き込みをしながら見える化いたしまして、本市における課題を、例えば組織のせいでありませうとか、社会のせいといった他者に責任を求めるのではなくて、自分自身の取り組める課題として認識してもらおうプロセスとして位置づけております。また、研修の最後におきましては、目標カードに自分自身で取り組める目標をみずから記入してもらいまして、事務机でありますとか、ネームホルダー等にいつでも見直せるようにしておくことで、その目標を振り返るようにしてもらいました。さきに触れましたとおり、今後もコンプライアンス研修につきましては継続実施してまいる予定でございます。平成30年度の研修で書いてもらった目標のフォローアップとしても位置づける予定でございます。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今、答弁いただきましたように、コンプライアンス研修の中には意識改革も含まれているというふうに理解いたしました。葛城市人材育成基本方針の見直しや、組織や職員全体の立て直しの中で、職員さんのモチベーションが上がる最善の研修体系を模索いただきたいと思います。お願いしておきます。

最後に、私がこれまで自分自身が受講生として研修を受講、そして管理者としてその研修を運営、または講師として登壇させていただいた立場から、研修を効果的なものにするポイントを2つピックアップしてお伝えさせていただきたいと思います。

1つは何かと申しますと、研修を当日限りで終わらせないことなんです。どんなにすばらしい研修でも2、3日もすれば効果は薄れていきます。効果を持続させるには、日常業務に落とし込むことが大切なんです。そのための仕組みづくりや継続させる工夫がなければ研修自体がもったいない。そうならないために、ぜひ研修を当日限りで終わらせないということを意識していただきたいと思います。先ほど部長の答弁にありましたように、目標カード、これはコンプライアンス研修の中で受講された方が皆様書かれたということでございますが、これは非常に有効であると私は考えます。ただし、見直しを個人に委ねてしまうと、やる人とやらない人の差がまた生まれてくるわけです。ですので、組織や仕組みをつかってそれを生かすという工夫を更に凝らしていただきたいと思います。このようにお願いしておきます。

研修を効果的なものにするポイントのもう一つは何かと申しますと、トップや上司が率先して研修にかかわることだと私は考えています。できれば事前に管理職がその研修を体験しておくか、もしくはその場、一緒に参加されるというのが望ましいのではないかなどこのように考えております。基本的に組織内の集団研修においては、さまざまな年代、立場、能力の方が混合して受講されます。しかしながら、研修においてはそういった立場、年齢も超えて講師のおっしゃることを素直に聞くという体制の中で行われるならば、受講する人間は全て学ぶ立場として平等なわけでございます。日ごろの役職間の垣根を超えて、本音で語り合える、このようなメリットもございます。職員さんにとって通常研修とは、やらされ感が強

く、効果が上がらない組織は、その傾向が顕著になってきます。上司が研修に積極的に参加する姿勢は部下の受講態度に影響いたします。また、上司にとっても研修内容を把握することや、受講生の受けとめ方を間近で見るとは、受講後のフォローアップにも役立つのではないのでしょうか。

以上の2点を取り入れることで、今回計画されておられる研修も更により影響を及ぼすと感じるのですが、研修の効果を持続していくための取り組みについて市長の見識を伺わせていただけますでしょうか。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 ご質問ありがとうございます。今回の研修といいますのは、接客マナー研修、従前からは人権研修やってるわけなんですけど、接客マナーとコンプライアンスとを新たに取り入れたわけでございます。その点につきまして、平成29年度を実は分析をしまして、じゃあ組織として何が弱いのかということ进行分析しました。その中でやはり接客マナー研修が必要であろう、それとコンプライアンスが必要であろうということで、平成30年度に新たに取り入れた研修でございます。その中で研修に当たってまず申し上げたのは、この2年か3年をかけてどのようなシステムで完成していくのかということ、それも並行しながら検証作業をなさないと、まさに取り組み初年度のやり方でございます。議員ご指摘の和歌山の紀の川市、最終的には私はそういう形になっていくもんじゃないと思ってるんですけども、それも研修をしながら、そういう形態に持っていけたらなという思いでございます。ですから、一応今回はあくまで取り組みの中でどのように変化させていくのかということ、行政内部の中で、職員さんの中でも、研修する人事課の立場でも、ともにその能力を高みに上げていく作業を並行してやっていくということでございます。議員ご指摘のように、トップがそのままやはり研修を受けるべきであるというのはまさにそのとおりやと思うんですけども、時間的な余裕がございますので、実は事前に研修内容と、それと終わった後に報告をいただいております。報告は大体30分から1時間その研修内容を教えていただいて、それと講師の方の感想を実は聞いております。接客マナーにつきましては、そのアンケート結果も実は確認しておるわけなんですけども、実は本当のことを言うと、ある一定のこういうシステムでやればいいということは民間企業なんかでは明らかにあるんですよ。でもまだなかなか行政内部にはそういうものがないですから、行政のスタイルとして合うような研修をどのように構築していくのかということ、この2、3年のうちに完成したいという思いです。大体以上ですか。それとやはり研修というのは、繰り返すことによって徐々にしかやはり、全体の水準は上がっていきませんので、それを上げるためにはどういうやり方をやっていくのかということのも大きな課題やと思います。

今回いろいろ研修受けていただきまして、その評価はいろいろ分かれると思っております。その中で感じておりますのは、部もしくは課で非常に到達意識の差がある。ある課の部署では非常に到達している、もしくは非常にレベルが上がってきている。でも逆に言えばそうでない課がある。それは一体どこに原因があるのかということも検討課題かなと思っております。大体は検討つくんですけども、その辺も含めて今年度の研修につなげたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今、市長より丁寧にご答弁をいただきました。私はぜひ管理者の皆様、このリーダーシップスタイルというのはさまざまだと思うんです。しかしながら、今の時代はどちらかというと、トップダウンでは組織は動かないことが多いと、このように私は感じております。よく報連相という言葉を目にするわけなんですけれども、これは報告、連絡、相談これを1つまとめにして、報連相と呼んでいるわけですが、報告、連絡と相談には大きな壁がございます。部下による報告はこれは義務化することでできます。連絡は仕組みをつくることでできます。しかしながら、相談は人間関係が育まれていないと絶対に起きないんです。これからは組織内でパートナーシップを築くことが求められてきます。その意味でも研修の機会は大きな変革を及ぼす可能性を秘める、そういった機会として大切に計画していただきたいと思います。次年度以降も開催されるであろう集団研修を、組織改革と人材育成の機会として最大限生かす取り組みとなるよう期待しております。個人的には、これは議員として個人の意見ですが、個人的には、議員もそれを見学させていただき、その中に入れていただく、そういった機会も設けていただけることを希望いたしまして、この質問を終結させていただきます。

では、最後の質問、3つ目、公共施設等の集約化について質問させていただきます。

これまで一貫して、公共施設マネジメントについても私は質問してまいりました。その上で、理事者側からは丁寧な答弁をいただいてまいりました。まず、市庁舎についてはいずれ1つにしないといけない。その他の施設については、将来的な人口規模を見通しながら、1つにするのいいのかどうかを検討しなくてはならない、これは市長からいただいた答弁でございました。施設のあり方は財政に及ぼす影響が大きいため、慎重であるべきと私は考えているわけなんですけれども、人口5万人を目指すという市長の方針のもと、一定の理解はしております。今後、更に議論が深まることを期待しております。また、ハードに関する考え方を踏まえた上で、ソフト面からもできることから始めるようお願いしてまいりました。今後庁舎を1つにすることを目指すにしても、準備段階として各部署の再配置は必要であると私は考えております。

そこで、まず初めに現在予定している公共施設等の集約化について伺わせてください。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、公共施設マネジメントの推進に当たりまして、それまで行ってきた行政サービスは維持するということといたしまして、規模の最適化ですとか、機能の複合化、用途の転換、また民間への移譲、売却など、公共施設の再編による施設保有量の最適化に取り組むことといたしておるところでございます。新たな行政サービスを提供する場合、原則新規の施設整備というものは抑制をし、既存の施設等を活用することといたしておるところでございます。その具体例といたしましては、こども・若者サポートセンターというものを當麻保健

センターに設置をいたしておるところでございます。また、施設を更新、建替え等する場合につきましては、複合施設というものを検討することとし、やむを得ない場合でございますけれども、単独で建て替える場合には保有量の最適化を図るということにいたしておるところでございます。なお、機能の複合化ですとか、他の自治体等との連携などの検討は、施設所管課だけでは進みにくいという状況が考えられますので、全庁的な視点での取り組みを強化しております。このこと具体例といたしましては、奈良県行政経営ファシリティマネジメント課という部署がございますが、その呼びかけに応じまして、本市ですとか大和高田市、香芝市、上牧町、広陵町、河合町が参加をいたしております、広域連携ワーキンググループというものを組織いたしております、そこでいろいろ検討を重ねており、検討会設立に向けて取り組んでおるところでございます。また、平成31年度の具体的な取り組みといたしまして、現在忍海集会所に執務室のある人権政策課を4月以降新庄庁舎に移転させる方向で検討をしておるところでございます。体制面において、忍海集会所に残さなければならない人権政策課の機能はなく、実施しております心配事相談業務につきましても、人権政策課が移転後も忍海集会所を利用するという意向でございます。移転により、市民生活部における指揮命令系統の効率化が図られ、忍海集会所の管理費として平成30年度まで予算計上されていた修繕料ですとか、設備等の保守委託料等が削減できるものと考えておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今ご説明いただきましたような、人権政策課の忍海集会所から新庄庁舎への移転につきましては、市民の利便性を下げることなく、指揮命令系統の効率化が図られるとのご説明でございました。修繕料や設備等の保守委託料の管理費が削減できるということは大きな前進ではないかなと思います。この人権政策課のようなケースはほかにも適用できるのではないかなと私は考えています。私見として、これはあくまで私見ですが、一例を申し上げるならば、當麻文化会館の活用はできないものでしょうか。現在は喫茶スペースやAVルームなどが空きスペースとなっています。将来の統合を目指して、ここに當麻庁舎の2階に入っている教育委員会、あくまで私見でございますが、この教育委員会を移転させるのも1つの案であると私は考えております。これには集約化の準備と同時に文化会館を生かすメリットも生まれてまいります。現在の文化会館は火曜、水曜日が休館日で市民の利用はできません。しかし、休館日も市役所機能が移転し、職員が常駐するなら鍵の受け渡しさえできれば1週間を通しての市民の利用が可能となるわけでございます。今回の人権政策課の移転は英断であり、これからのよい転機と私は捉えております。ほかにもメリットを見出せる部署や機能があるなら、積極的に集約化を進めていただきたい、このようにお願いしておきます。

次に、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債の活用状況及び個別施設計画についてお伺いしたいと思います。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えさせていただきます。

す。

議員ご案内の公共施設等適正管理推進事業債というものの適用についての前提条件といたしまして、公共施設等総合管理計画というものが各団体で策定をするようにということで総務省からの要請がございます。その総合管理計画は平成29年9月30日時点で全ての地方公共団体の99.4%に当たります1,777の団体におきまして策定済みでございます。現在はその総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、また、これらの計画に基づいた具体的な取り組みを進めていく段階に入っているところでございます。こうした中、総務省では各地方公共団体における取り組みを一層推進するため、公共施設等適正管理推進事業債について、平成29年度に創設をされておるわけでございますが、平成30年度から長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化事業を追加をされておるところでございます。また、財政力が弱い団体であっても必要な取り組みを着実に推進できるよう、長寿命化事業等につきまして財政力に応じて交付税措置率を引き上げるということとされておるところでございます。この公共施設等適正管理推進事業債でございますけれども、個別施設計画等に位置づけられた次の7点の事業が対象になります。

まず1点目、集約化・複合化事業。2点目、長寿命化事業。3点目、転用事業。4点目、立地適正化事業。5点目、ユニバーサルデザイン化事業。それから6つ目、市町村役場機能緊急保全事業。それから7つ目、除却事業。こういったものが対象となるわけでございます。ちなみに、新庄庁舎、當麻庁舎につきましては、長寿命化の推進と、両庁舎の役割分担を踏まえた施設機能の向上を図るため、個別施設計画を2月に策定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今、部長よりご説明いただきましたように、この公共施設等適正管理推進事業債は、財政力の弱い団体にあっても必要な取り組みを推進できる措置でございます。この有利な事業債を活用するには、平成32年度までに個別施設計画が必要であるこのように聞いております。新庄庁舎、當麻庁舎に関しましては、今ご説明いただきました2番の長寿命化事業において本年2月に個別施設計画が策定されたとの答弁でございました。しかし、長寿命化事業以外にも活用可能性のある事業もあると私は考えるんです。具体的には1つ目の集約化・複合化事業と、新設された5番目のユニバーサルデザイン化事業でございます。先ほどの當麻文化会館を例に挙げると、教育委員会を移転させることで、延べ床面積の減少を伴う集約化・複合化事業の対象事業となるのではないのでしょうか。また、現在は當麻庁舎2階にある教育委員会については、當麻庁舎にエレベーターがないため一部の市民に不便をかけていると、このような声も聞くことがございます。既にエレベーターが設置された當麻文化会館に移転すれば、問題は解決されるわけです。さらに、移動等円滑化基準に適合させるための改修事業として、これをユニバーサルデザイン化事業に該当させれば更に利便性を高める改修も可能となってきます。このユニバーサルデザイン化事業につきましては、個別施設計画を少し変更すれば新庄庁舎にも活用できると考えております。この有利な地方債を上手に活用するこ

とで、大きな財政の負担なく、公共施設の集約化を円滑に進めることができると考えます。ぜひ今の提案もご検討いただきたいと思います。前向きに進めていただければ、その際は個別施設計画は安易にコンサルタントに頼らない方法もぜひご検討いただきたいと思います。職場、現場は知恵の宝庫です。葛城市においても、葛城市職員が葛城市のことは一番理解しているわけで、コスト削減の効果からもご検討いただきたいと思います。

最後になりましたが、市長に公共施設集約化についての考え方を伺えますでしょうか。よろしく願いいたします。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。過去においても同じご質問等ございましたので、そのときに返答させていただいたとおりに実は進めさせていただいているというのが今の現状でございます。當麻、新庄庁舎につきましては、個別施設計画をこれはコンサルに出さないで自分らで実は策定をしております。それと今7つのことについての対応をできるということ、変更できるということを確認した上での個別計画を策定したということでございます。おっしゃっていただいております公共施設等適正管理推進事業債、こちらの方は財政力の指数によりまして、大体30%から50%までの幅がございます。ですからうちの場合ですと財政力指数が5.何%ですから、30%から50%の間に入ると思うんですけども、何分やはりその財源というのも、起債したものに対しての交付税算入率がそれですので、当然のことながら半分以上は自主財源でやらないといけない事業だということでございます。やはり、財政運営する中でそれが一度にその処理ができるのかどうかということも考えていかないといけない。その中で今回の平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債の活用も期限がございますので、その中で消化できる事業を取り出しての個別計画で指示のもとにしたものがございます。これはやはり短期的なスパンと長期的なスパンといろんな総合的な判断のもと、葛城市の誕生というものは市民サービスを低下させないということをお大前提に組んでおります。必ずしも合併した市の中で、葛城市が公共施設等が特に多いという結果ではございません。実際問題、全国平均かそれ以下くらいの水準でございますので、その中で行政サービスをどの水準で維持するのか、それと財政的に建替え等ができるのか、集約化ができるのか、総合的な判断の中でのマネジメントをしていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 市長、ありがとうございます。また、この議論は折に触れてまたさせていただきたいと思いますが、本日は以上とさせていただきます。

最後になりましたが、本日の質問は継続的改善をテーマとしてさせていただきました。特に人間関係において応急処置というものは効いてきません。関係を築くこと、修復すること、これは長い年月をかけて人間関係に投資することでございます。たとえあす世界が滅亡しようとも、きょう私はリンゴの木を植える。これはマルティン・ルターの名言で、私が常に教訓とする言葉の1つでございます。財政も、人材育成も目に見えて良化するには時間がかかりますが、成果は必ずあらわれると信じて継続的改善を続けていただきたいと思います。本

日も理事者の皆様には大変丁寧なご答弁をいただき、心より感謝申し上げます。これにて私の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 梨本洪珪君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時47分

藤井本議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議場の皆様と東日本大震災の亡くなられた方のご冥福を黙禱をもって祈らせていただきました。一日も早い復興を心からお祈りをいたします。

私の質問でございますが、初めに受動喫煙防止対策について、そして第1健民運動場内のトイレ、また、スタンドのトイレの洋式化についてを質問させていただきます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 それでは、よろしく願いいたします。まず、受動喫煙という言葉、最近よく耳にされると思いますが、この受動喫煙、簡単に申しますと、たばこを吸わない人が他人のたばこの煙を吸わされるということでございます。もう少し掘り下げて申しますと、火のついたたばこからは立ち上がる煙や喫煙者の吐き出す煙にも有害物質が、それは吸い口から直接吸う主流煙と、火のついた先から立ち上がる副流煙があります。副流煙の方がニコチンやタールなどの有害物質が数倍多く含まれております。このため周りの人たちが無意識に吸い込む受動喫煙は、脳卒中や心筋梗塞など深刻な健康被害をもたらすおそれがあります。妊婦や子ども、乳児への悪影響も大きい。間接喫煙とも言われております。たばこの煙には喫煙者の吸入する煙、吐き出される煙、点火部より直接立ち上る煙と3種類あります。このうち第3の点火部からの煙に強力ながん物質であるニトロスサミンなどの有害物質の含有率の高いことが判明されております。したがって、非喫煙者でも喫煙者の近くにいることでたばこによって健康を害する危険度は高いことになり、受動喫煙の名称が生まれました。受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを市民に啓発していくことが重要であります。厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告、たばこ白書では、喫煙は肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患、呼吸器疾患なども因果関係があり、受動喫煙は肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されております。また、国立がん研究センターでは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計をしております。たばこの煙による健康被害について、こうした公表がある一方で、世界保健機構は日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけております。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要があります。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則付規制を図る、健康増進法の改正を強く求める、改正健康増進法が、昨年2018年7月18日に制定をされました。改正法は望まない受動喫煙をなくすことが目的です。飲食店やオフィスといった多くの人が利用する施設の屋内は原則禁煙となります。喫煙できるのは国が定める基準を満たす専用室に限られます。学校や病院、行政機関は屋内だけではなく、敷地内禁煙となりますが、この受動喫煙の改正について難しい面もありますが、まずこの制度についてのご説明をいただけたらと思います。

藤井本議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。よろしくお願いたします。ただいまご質問の健康増進法の一部改正についてご説明させていただきたいと思っております。

最初に改正の趣旨でございますが、3つの基本的な考え方がございます。1つ目が望まない受動喫煙をなくす。2つ目が受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。3つ目が施設の類型、場所ごとに対策を実施するという3つでございます。

次に改正の概要でございますが、最初に国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するように努め、多数の者が利用する施設等の管理権原者、その他の関係者と相互に連携を図りながら、受動喫煙対策に努める。また、国は受動喫煙防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めることとされております。

次に、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等ということで、多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して一定の場所における喫煙を禁止するとなっております。施設により大きく2つの類型に区分されております。1つ目は病院や行政機関、学校、児童福祉施設等を第1種施設と区分され、敷地内禁煙となりますが、屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとされております。小中学校、幼稚園、保育所、新庄庁舎、當麻庁舎、分庁舎等がこれに該当します。なお、改正法の施行期日は2019年7月1日とされております。2つ目は、第1種施設以外の多数の者が利用する施設については、第2種施設と区分され、原則屋内禁煙ではありますが、室外に煙が流出しないよう基準を満たした喫煙専用室、この中では喫煙が可能となります。いきいきセンター、火葬場、相撲館、両道の駅等が該当すると思われれます。その施行期日は2020年4月1日とされています。その他、都道府県知事は、施設等の管理権原者が喫煙禁止場所に灰皿等喫煙設備を設置しているなどの違反をしている場合は、勧告命令等を行うことができるとされています。また、改正後の健康増進法の規定に違反したものについては、所要の罰則規定が設けられています。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 詳しい説明を部長の方からいただきました。今、改正の趣旨と改正の概要と体系の各種類に分けて敷地内禁煙で屋内禁煙ということ、今述べていただきました。もう少し詳しく入っていきますと、この改正の趣旨でございます。1点目の改正の趣旨、望まない受動喫煙を

なくすというところでございますが、これは先ほどからも私申しておりますが、他人に与える健康影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくすと、このように1番目で言っていたと思います。そして、2つ目でございますが、特に子どもなどの20歳未満の者、また患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設の屋外について受動喫煙の対策を一層徹底する、というのがこの2つ目の趣旨でございます。3つ目は、望まない受動喫煙をなくすという観点から施設の類型、場所ごとに主たる利用者の違いや受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や禁煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務づけなどの対策を講じる。その際、既存の飲食店の経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。とあるんですけども、この3つの基本的な考えと、先ほど部長が説明いただいた改正の概要、ここにも望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するように努め、多数の者が利用する施設等の管理権原者、その他の関係者と相互に連携を図りながら受動喫煙対策に努めるとの説明がございました。それともう1点は、体系についてでございます。第1種と第2種というふうに部長の方からいただいたんですけども、この第1種施設というのは、市内の保育所とか幼稚園、また学校、ここ新庄庁舎、そして當麻庁舎、分庁舎などで、市が管轄する施設がこの第1種の施設ということでございます。これらについては、今年の7月1日から敷地内禁煙となり、また2種、先ほどいきいきセンター、火葬場、相撲館、また2つの道の駅などが該当するというところでございました。この第2種の施設においては、2020年の4月1日からは屋内禁煙、そして屋内に別の部屋を設けていただいたら、そこで吸うことができるという、このことも2020年の4月1日から施行されるということでありました。これは、罰則を設けるといふようなことも、今回この改正案には盛り込まれているということも今お聞きをさせていただきました。まもなくこの法が施行されますが、葛城市の現在の現状と、現在の取り組みについてお伺いをいたします。

藤井本議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいま、現状はということでございます。葛城市の市の関係する施設についての取り組みについて、述べさせていただきたいと思っております。

葛城市では以前の健康増進法改正時から健康増進課を通じて、法改正の内容について、公共施設の管理担当部署に情報提供し、屋内での禁煙については、喫煙ルーム等での喫煙を除き全ての施設において実施は既にしております。小中学校、幼稚園、保育所、児童館、當麻図書館、給食センターなどの教育児童福祉関係施設はもちろん、新庄健康福祉センター及び當麻保健センター、現在のこども・若者サポートセンターの入っているところでございますが、についても既に敷地内禁煙を実施しています。またゆうあいステーション、それからいきいきセンターにつきましては、屋内に喫煙ルーム等を設置し、分煙しております。その他の公共施設においても屋内禁煙とした上で、受動喫煙の影響の受けにくい屋外に喫煙コーナー等を設置しておる、このような現状でございます。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 部長のご答弁では、昨年7月に法改正されてから各担当部署に情報を伝え、現在は敷地内禁煙、また屋内禁煙を実施しているとのことのご答弁でございました。それでは、第1種施設、抜けてたらちょっと教えていただきたいんですけども、本市における施設はたくさんございます。子どもに配慮した学校、児童福祉施設、また行政機関のこの新庄庁舎、當麻庁舎、分庁舎、また出先機関であります総合福祉ステーションのゆうあいステーション、今おっしゃったこども・若者サポートセンター、ここはもう敷地内禁煙をされてるということをご聞かせていただきました。歴史博物館、中央公民館、新庄文化会館、當麻文化会館、図書館、社会体育施設の當麻スポーツセンター、コミュニティセンター、公園管理系であるところのふるさと公園、山麓公園、シルバー人材センター、また忍海集会所、クリーンセンター、給食センター、消防署、上下水道部などは、既にこれらは敷地内禁煙の取り組みをしていただいているというふうに捉えさせていただきます。そして、また法を厳守していくということなので、7月からは敷地内は禁煙とももちろんなるわけで、今なっておられるというご答弁でしたが。

一方、第2種の施設でございますが、いきいきセンター、そして火葬場、相撲館、また2つの道の駅でございます。原則屋内禁煙でございますので、喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要となりますが、このいきいきセンターについては、屋内に喫煙ルームを設置しているとのことでございます。室外に煙が流出しないように建物に固定された壁や天井などで区画し、煙が屋外に排気されているなどの要件を満たした設置は認められるということでございますので、その辺もよろしく願いをいたします。第2施設に関しては、2020年、先ほども言わせていただいておりますが4月1日が施行期日でございます。また、そこでの飲食や20歳未満の立ち入りは禁止されます。また、専用室の明確な表示、標識が必要となりますので、その辺もよろしく願いいたします。第2施設に関しては、あとちょっとわからないんですけども、第1、第2、健民のグラウンド、サブグラウンドも含め、また農村広場というのは第2種と思うんですけども、そのように理解させていただいて、よろしいでしょうか。また、私の方でも調べてどちらに属するのかわからないので、また教えていただけたらと思います。そして、今後、葛城市としてどのように取り組んでいくのかをお伺いをいたします。

藤井本議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 今ご質問的なところ辺もいただいたのかなと思うんですけども、グラウンドとかは、施設的な箱物ではないのでちょっと別なんかなというふうに解釈をいたします。それと、先ほど第1種、第2種というようなことで言われましたが、結構この第1種と第2種のどちらに属するかというのは、例えば体育館であっても建物の中に事務所があるのか、ないのかとかによっても第1種、第2種と分かれたりといろいろしますので、この辺はまたそのどちらに属するかということも含めてこれからの改正に向けて検討したいと考えております。基本的には今後の取り組みでございますが、法の趣旨からしましたら、全ての施設において敷地

内禁煙ということが好ましいかもしれませんが、先ほどから説明させてもらっているとおり、施設によって第1種、第2種というのがございます。また、その施設により利用者の滞在時間であったり、また利用の年齢層等も異なります。今後そういうことであくまで法を遵守した上で、その施設の利用状況に応じた対策というものをとっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。法に準じた対策をとっていただくということでございますので、よろしく願いをいたします。そして、この受動喫煙というのは難しいということもよくわかります。健康法の改正ということで、市民の健康を守っていくという上でしっかりと取り組んでいきたいとそのように思います。また、これは健康増進課が主体となっていくのかなと思うんですけども、各部署が本当に協力して一丸となつて行かないと中途半端になってしまうなということも感じるわけでございます。当該施設等の管理については権限を有するものというふうにあります。私の解釈では市としては市長かなとそのように思うんですけども、ただ、施設によっては管轄の責任者かなとも思うんですけども、今後の受動喫煙対策についての市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 部長が答弁したそのままでございます。健康増進法の一部改正に沿った、受動喫煙対策を行っていくというのが方針でございます。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 よろしく願いいたします。

次に、市内の事業者に対する取り組みですけれども、私この間国道を走っておりまして、飲食店に喫煙ブースがあったんですね、つい最近まで。現在は店の外に屋内禁煙というのぼりを立てて、ここがたばこ吸えませんよというような表示を示され、皆さんに周知をされているところを見ました。今は努力義務でございますけれども、こういった飲食店、また事業所におきましては2020年4月1日からは屋内禁煙、ブースを設ければそのブースでたばこが吸えるということなんですけれども、この葛城市内の飲食店また事業主などへの受動喫煙防止対策についてどのように取り組みをされますか、お伺いいたします。

藤井本議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの公共施設は別として、今度は市内飲食店等この辺に対してどういうPRをしていくかということでございます。市内飲食店事業主に対しては、商工会を通じて情報提供してまいりたいと考えております。健康増進計画推進協議会の委員にも、商工会の会員さんから選出させていただいておりますので、その点においても、既に情報共有はある程度できているかなというふうに考えております。今後、政省令も交付されたことから、更に詳しい内容につきまして情報提供してまいります。その中で説明会の開催等、もし希望がございましたら、またその開催というのも検討してまいりたいと考えております。さらに受動

喫煙防止対策に係る費用の国の補助金制度、これにつきましても同時にPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 ぜひとも、早急にこのような説明会はとっていただきたいなとそのように思います。その中でさまざまな取り組みなども見えてきますし、また国の補助金制度についても話ができて対策も素早く講じていけるのではないかなとそのように思います。ただ、飲食店や事業者への周知や啓発、指導につきましては、都道府県が管理権原を有するのでありますので、県の動向を確認し、また県と連携をとりながら対応していただけたらなとそのように思います。

ここで、少し先進地の取り組みを紹介させていただきます。条例においては、歩きたばこ及び路上喫煙防止条例が2017年10月に施行された生駒市の取り組みでございますが、昨年、この法が改正して、副市長を中心に健康課を初めとする関係課による受動喫煙防止対策を推進する会議体をつくって、この会議では生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例の施行や、先ほども言いましたように、市役所庁舎のエレベーター45分ルールの実施、今年度における各部署での取り組み内容等について情報共有をし、また互いに協力し合える取り組みをつくり出したり、ふるさと納税による寄附金の使途に、新たに受動喫煙防止対策を加え、市内にある会社や飲食店などの禁煙を進めたり、禁煙を支援するセミナーを開いたりすることを2019年度の事業に当てる予定で、全国的にも珍しい取り組みをされております。また、歩きたばこ等禁止区域周辺自治会、商工会、会議所のほか、各事業所と協議を重ね、禁止区域を決定し、禁止区域で歩きたばこ及び路上喫煙を行った者の取り締まりをされております。徹底して受動喫煙の防止を進めていることに私は感心をいたしました。条例についてでございますが、私は他人のたばこの煙を吸わされる歩きたばこ、また子どものまぶたや耳が歩きたばこの火でやけどを負ったが、加害者はその場から立ち去ってしまうという事故も起きております。たばこを持つ手の高さはちょうど子どもの顔の高さであります。大人でも服を焦がされたり、やけどしたりという経験を持っている人も少なくないと聞いております。生駒市以外にも県内で受動喫煙、または歩きたばこ及び路上喫煙防止のための条例等を設置されているところがありましたら、内容も含めて教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。生駒市の事例は今おっしゃっていただきましたとおりでございます。現在奈良県下におきまして、喫煙防止対策関係の条例を制定している自治体というのは、奈良市、大和郡山市、香芝市、王寺町、それと今、先ほど申された生駒市の5市町であると認識しております。安全で快適な生活環境の確保を目的として、道路や広場、公園その他屋外の公共の場所を規制し、路上喫煙やポイ捨てを禁止するものが、奈良市それと生駒市、大和郡山市、王寺町の4市町で、うち奈良市と生駒市につきましては、違反者に対して罰則規定も設けております。また、このたびの健康増進法の改正に準じて、公共施設や不特定多数の者が出入りすることができる居室や事務室等について、受動喫煙を防止するため、市や市民、事業者及び施設管理者、保護者それぞれの責務について明確にし

ている条例は香芝市の1市のみでございます。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。今るる、条例を制定されている市をご紹介します。私は、2020年オリンピック・パラリンピックもでございます。条例もこのタイミングでしっかりと残していくことは、未来の子どもたちのみならず市民のために大切なことだと思います。また、実際私も朝、駅で立っておりますと、駅周辺に吸い殻があちらこちらで捨てられて、私も吸い殻を拾うことがあります。生駒市に限らず他県でも駅周辺や路上の喫煙禁止、ポイ捨て禁止条例などもつくり、促進のため、禁止エリア路上標識を設け、路上喫煙禁止の区域内では路上喫煙防止指導員や路上喫煙防止啓発委員が巡回をし、路上喫煙者への指導、また啓発を行っておるとも聞いております。また、歩行中だけでなく自転車に乗りながら喫煙等をしないような対策も事業の実施を求めておきます。また、事業者の皆さん、いろんな方にこういうことですよということを訴える、またこの条例の私は大事なところというのは、そこに規定があつて、目標があつて、だからこそ市民の皆さん、事業者の皆さん、いろんな方にこういうことですよということを訴えしやすいくということがこの条例をつくることであると思います。葛城市において、受動喫煙防止、歩きタバコ及び路上喫煙防止に関する条例の制定についてお考えも含め、ご所見を市長の方にお伺いをしたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご意見を参考に研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 わかりました。私はやっぱり本市のトップの一念でこの受動喫煙は徹底したものになっていくと思います。各部を挙げて取り組みをお願いをいたします。この受動喫煙対策をまた今後も聞いてまいりたいとそう思いますので、よろしくをお願いをいたします。

そして、続きまして2つ目の質問でございます。新庄第1健民運動場の中のグラウンドの中のトイレと、そしてスタンドにあるトイレのことでございますが、市民の方から以前より洋式トイレが全くないという、そのようなご意見をいただいております。多目的トイレが1つあるんですけども、どうしても洋式トイレが1つだと、なかなか混み合って大変だと、そのような声もいただいております。そこで、この第1健民運動場のグラウンドのトイレの洋式化の状況をお尋ねをいたします。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの内野議員のご質問にお答えさせていただきます。

第1健民運動場及び周辺施設のトイレにつきましては、グラウンドの西側とスタンド及びコミュニティセンターの館内と西側に屋外用のトイレの4カ所がございます。それぞれ大便器の状況をお答えいたしますと、グラウンド西側のトイレにつきましては男子が1つ、女子が2つ、多目的トイレが1つございまして、多目的トイレ以外は全て和式となっております。

スタンドのトイレにつきましても、男子が1つ、女子が2つございますが全て和式となっております。また、コミュニティセンター館内につきましても、男子6つのうち2つが洋式、女子8つのうち2つが洋式となっております。西側にあります屋外用トイレにつきましても、男子が1つで和式、女子が2つのうち1つが洋式となっております。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 コミュニティセンターには、ある程度洋式トイレがあることが今お伺いしてわかりました。今回特に聞いておきたいところは、第1健民運動場でグラウンド内のトイレの状況、今多目的トイレが1つあるということをお伺いして、あとは全部和式トイレということでありましたけれども、先ほども利用状況聞かれましたけれども、非常に利用率は高い。私が知っている範囲で、毎週土日はスポ少のサッカーの練習をされる、また野球大会などもある。1年に1回市民体育祭もあって、たくさんの方がここへ集います。健康寿命を延ばすために最適と言われますグラウンドゴルフも第1健民運動場で活発に行われております。グラウンド内には今部長がおっしゃったように洋式が1つだけということで、やはり洋式が混み合うんですね。先ほど言ったように、コミュニティセンターまで行けばいいんですけども、やっぱり第1健民からコミュニティセンターまで結構距離があります。できればこの和式トイレを洋式にしていきたいのと、それとスタンドでございますけれども、スタンドにあるトイレ、このトイレは非常にプライベートが守られていない、そういうような造りになっております。また、スタンドには観戦を見に来た親子連れ、子どもたちも来られます。また、高齢者の方も来られるということで、このスタンドの和式トイレ、前々より市民の方から1つでもいいから洋式をつくってほしいというような声もたくさんの方からいただいております。今後グラウンド内のトイレ、スタンドの和式トイレ、両和式トイレ、洋式化のご予定などはございませんでしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 先ほど申し上げましたように、第1健民運動場の西側とスタンドのトイレにつきましては、多目的トイレ以外は今は全て和式となっております。それで小学校、中学校や一般の競技大会等で多くの方が来場されるような場合は、コミュニティセンター内のトイレ、また、コミュニティセンター西側の屋外用トイレもご利用いただいているという状況でございます。しかし、今議員おっしゃいましたようにグラウンドの使用につきましては、近年グラウンドゴルフ等高齢者の方が利用される機会もふえてきている状況でございます。また、生活様式の変化によりまして、洋式トイレを利用される方もふえてきております。そのようなことから、トイレの洋式化については検討が必要かと考えております。今年8月に開催いたします全国中学校サッカー大会が終わりましたら、ほかの老朽箇所の改修等も含めまして関係部署と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 内野君。

内野議員 検討いただき、早期の対応よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、こんにちは。本日最後の質問でございます。増田でございます。よろしくお願い申し上げます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、先ほど東日本大震災からはや8年でございます。犠牲になられた方への黙禱をささげたところがございますけれども、今なお5万人の避難の皆さん、それから2,533名の行方不明の方々がおられます。早期の復旧に向けてお見舞いを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、私の質問でございます。2点ございます。1点目はため池の保全管理と有効活用についてでございます。2点目につきましては、主な事業計画の進捗について質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にて進めさせていただきます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 それではよろしくお願いを申し上げます。まず、ため池の保全管理についてお尋ねをいたします。今年2月20日の日本農業新聞でも報道がございました。政府は2月19日に農業用ため池の管理保全法案を閣議決定されております。これは、ため池の決壊による災害を防ぐため、防災上重要なため池の改修などを進めることが柱でございます。かかる経費は国や自治体が支援すると、こういうことになってございます。法案では、ため池の所有者や管理者、具体的には、各地域の土地改良区及び水利組合が管理者、所有者であるというふうに思われますけれども、このような団体が都道府県に所有者または管理者であることの届けを出すことを義務づけ、豪雨、地震などに対策を講じて適正な管理を求めるものでございます。もし、不適切な管理状況である場合は都道府県が勧告をすると、こういうことになっております。つまり、現在ため池を管理されている各地域の土地改良区や水利組合に、今後は適正な管理を担う責任が求められるということかというふうに思います。もし、私の説明の中で訂正するような状況、もしくは補足ございましたら、部長の方からご答弁を求めます。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問ありました、農業ため池の管理及び保全に関する法律についてご説明をさせていただきますと思います。平成31年2月19日に閣議決定されました、農業用ため池の管理及び保全に関する法律案が国会に提出されました。これは、近年台風等による豪雨や大規模な地震によりまして、農業用ため池が被災するケースが多発しております。農業用ため池は江戸時代以前に築造された施設が多く、また、高齢化によります利用者を主体とします管理組織が弱体化しており、日常の維持管理が今後適正に行われないおそれがあります。この法律におきましては、施設の所有者や管理者、行政の役割分担を明確にし、農業用ため池の

決壊による水害、その他災害から市民を守ることを目的とされております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。ため池をめぐるまはては、各地に頻発する豪雨のたびに決壊などによる周辺への被害が起きております。このようなことを踏まえて今回の法案に至ったものというふうに言われておりますけれども、もともとこの施設はご承知のとおり、農業用水を安定的に確保するという目的でつくられたものであるというふうに認識をしておりますが、改めて、ため池とはどういう施設であるのかお尋ねをいたします。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問のため池の定義についてご説明をさせていただきたいと思っております。

ため池とは、降水量が少なく流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を蓄え、取水できるよう人工的に造成された池のことです。ため池は全国に約20万カ所存在し、葛城市におきましては162カ所のため池があります。ため池の第1の役割は水田に安定して用水を供給する利水機能であります。そして農業用としての役割がある一方で、地域の防火用水源として使われるなど、人々の暮らしにいろいろな面で役立ち、そのほか洪水調整機能などの災害防止、生態系保全などの公益的な役割も果たしております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ご説明ありがとうございます。本市におきましても、ほぼ全ての地域、大字にため池があるというふうに思います。つくられた歴史につきましては、古いもので500年以上経過をしておるといふふうにも伺っております。当然、老朽化によります劣化によりまして、また水をためるといふ危険を伴うようなことから、周辺への水害に対する配慮を行ったメンテナンス、これは当然必要になってくるであろうというふうに思います。このような地域への管理責任を法的に定められたというのは、今回初めてであるかというふうに思いますが、このようなことで混乱、ある意味土地改良区、水利組合としては責任を負うわけでございますので、当然いきなりのこういう法案でございますと、混乱も生じかねないかなというふうに思いますので、市行政からの指導支援には十分ご配慮賜りますようお願いをしておきたいなというふうに思います。

そこでお尋ねをいたします。本市においてのため池の数につきましては、そんなにため池を壊して住宅開発をしたというふうな私、記憶もございませんし、減少しているようにも思わないんですけども、それを利用する農地につきましては、各市内におきまして住宅開発等も進んでおり、減少しておるのかなというふうに思うわけでございますけれども、どの程度減少しておるのか、お尋ねをさせていただきます。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問のため池数、また農地面積の減少数についてご報告させていただきたいと思っております。

ため池数につきましては、先ほど申しましたように市内のため池数は、ため池台帳に記載されております数といたしまして162カ所であり、過去10年間推移はございません。続きまして農地面積の推移であります。平成22年3月末におきまして、902ヘクタールでありましたが、平成30年3月末におきましては847.45ヘクタールとなっており、54.55ヘクタールが減少しております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。今ご説明をいただきましたように、当然ではございますけれども農地面積が減少しておると。10年で約6%減少しておるということでございます。要するに、農地面積が減るということは、ため池の農業用水としての確保しなければならない必要量が減少しておるのかなど。今まで以上の水を確保する必要が減っておるということでございます。しかしながら、管理をしなければならぬため池の数は減ってないわけでございますので、当然それに管理をしなければならぬ面積、要するに法面の広さというのは従来と変わらないということでございます。それにも増してといいますか現状は、農家の高齢化によって、この管理作業でも最も重労働であるというふうに思われます急斜面での草刈り作業、これは各地域の水利組合、土地改良区の方にお聞きをしますと、これが一番大きな課題なんだと、極端に言えば、丸投げしてどっかの業者に委託をしたいなど。これは労力不足とかいうのじゃなしに、危険性も含めて継続することが非常に負担が大きいと、こういう課題を言われております。このようなため池の管理作業の実態についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ため池の管理実態につきましては、各ため池の管理者におきまして通常の維持管理、点検を行っていただいております。維持管理費用につきましては、各種管理団体の会員、例えば挙げますと、土地改良区など組合員より費用を捻出し、草刈りや放水路等の補修に充てていただいております。管理方法につきましては平成27年10月に農林水産省より策定されました、ため池管理マニュアルを各管理者に配付し、日常の管理方法の参考になるよう、市といたしましては啓発できるように努力させていただいております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。このような作業につきましては、先ほども申し上げましたけれども春から夏、秋にかけて大体年3回くらいの作業になるかというふうに思います。このような作業、先ほども申し上げました草刈り機という、非常にいわば危険を伴う道具を使った作業でございます。それと夏場の暑さ、熱中症対策も含めて十分な対策をとっていただく必要があるかというふうに思います。地域の土地改良区、水利組合の責任でやっておられるということだけではなく、先ほども若干ご指導していただいているというふうに伺っておりますけれども、市行政の指導、十分に今後とも続けて継続していただきたいというふうに思

います。

次に、決壊等によります周辺への災害、こういうことも想定されるということでございますけれども、そういう災害を防ぐためのため池の安全点検についてご質問をさせていただきます。以前から防災上危険度の高いと思われるため池については、対策を講じられております。一斉点検ということで、全国的に調査をされたというふうに伺っておりますけれども、その状況についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

市としましては、ため池一斉点検を目視調査であります。平成25年度におきまして受益面積2ヘクタール以上のため池131カ所のため池を構造的所見に基づき、漏水状況、堤体状況、洪水吐、用水吐状況を調査して影響頻度としての下流の状況調査や周辺環境も行ったものであります。また、平成27年度におきましては、受益面積0.5ヘクタール以上2ヘクタール未満のため池として7カ所を行ったものであります。そして、平成30年度におきましては、平成30年7月豪雨において全国的に農業用ため池において被害が発生したことにより、8月末において農林水産省より目視による緊急点検が実施されました。この緊急点検は、人家や公共施設から100メートル以内にあるため池が対象とされ、市内におきましては133カ所のため池が対象となり、点検内容といたしましては、堤体の状況、用水吐及び取水施設の状況、堤体周辺の斜面と法面の状況が調査されたものであります。また、ため池を所有されます地元といたしましても土地改良区や水利組合の皆様におきまして、日々管理としてため池の草刈り、用水吐や取水施設の保守管理を行っていただいているものであります。地域防災計画の老朽ため池につきましては、平成27年度奈良県地域防災計画に21カ所の要整備箇所といたしまして掲載されておりますが、そのうち7カ所が整備済みであり、4カ所が今後改修する計画を立てており、順次改修を進めております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 点検の状況ということで、お答えをいただきました。今ご説明いただきました本市の防災計画ですね、防災計画の23ページのところの資料ということでコピーをしてまいりました。老朽ため池ということで今ご説明ありましたように、21カ所が指定をされております。これは市の農業用としてのため池の点検じゃなしに防災計画の中の資料ですので、池原産業観光部長が今ご答弁いただきましたけれども、本来は防災の担当になりましたら総務部の方になるわけでございますけど、また違った見方をされておられるのであれば、補足いただいたら結構ですけども、先ほどご説明でよろしいでしょうか。はい。

そういうことで、21のため池が防災上危険であるというふうに指定をされております。以前に、この21の老朽ため池ということで改修整備が順次行われております。古いものですと昭和55年から昭和57年に改修をされておるというふうには書いておるんですけども、今年の21号台風、これは想定を超える台風であったということでございますけれども、この台風によってこの21のため池の1つのため池の堤の一部が崩壊をいたしました。県道を通行どめにする

という災害でございました。それ以外にも、まだ整備を必要とするという指定をされておるにもかかわらず、手つかずの状態のため池もございます。今後、危険とされております老朽ため池の改修工事の予定についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問の地域防災計画におきます老朽ため池21カ所でございますが、今まで7カ所が整備済みでありまして、4カ所今後改修する計画を立てております。また、それ以外のため池につきましても今後計画を上げていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 防災士のことでございますので、これ非常に農水の資料、ため池に関する資料を見ていても、国の方は仲が悪いのかええのかわからんような、国土交通省の見解の発言と農林水産省としての立場の発言と、非常に違った見方でため池の防災についていろいろと事業を進めていただいております。何で私ここでそういうことを言うかということ、今ご説明させていただいております、何遍も申し上げますけれども老朽ため池については、奈良県地域防災計画資料の中からの資料であるということでございますので、それがストレートに農林部局できちっと整備を今後も求めるのか、いやいや、また違った形で防災計画の中でいろいろと手だてをしていただけるのかというのは、十分な調整をお願いしておきたいなというふうに思います。それから、今後といいますか、温かくなって田植えシーズンにこれから入ってまいります。また、きょうも夕べから非常に雨がたくさん降っておりますけれども、集中豪雨のシーズンにも入ってくるわけでございます。先ほどから一点検並びに防災上危険なため池の対策につきましては、十分な対策を講じていただきたいというふうに思うところでございますけれども、次に少しため池の多面的利用ということに移らせていただきます。

ため池を活用した防災・減災の治水対策についてでございます。先ほどまでは利水、農業用用水としての考え方でございますけれども、次は治水についての対策についてお尋ねをいたします。さきにもご答弁いただきましたように、市内の水田面積は減少をしております。そういうことから、ため池の依存度は低下しておると、必要量は減っておると、こういうことであるかなと思います。このようなことから、平常時のため池の水位を下げ、豪雨時に下流域に流れる水の量を緩衝させて調整池機能を持たそうと、こういうふうな取り組みが行われておるといふふうに伺っておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの増田議員のご質問でございます。ため池を活用した雨水貯留対策につきましては、大和川流域総合治水対策事業の一環といたしまして、来年度より補助事業として貯留施設の整備事業を行っていく予定でございます。この事業につきましては、ため池の本来の機能であります利水容量を貯水容量に振りかえ、洪水調整を行うものでございます。通常時の水面を低下させることによりまして、大雨時に一時的にため池にて貯水を行い、余水吐等の

構造改良を行う工事を行いまして、排水の抑制を促すものでございます。現在、4カ所の池を選定をさせていただきます、2カ所につきましては、地元と管理協定を締結させていただいたところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。ため池の有効利用というふうな考え方からしますと、非常に有効な手段であろうかなというふうに思うわけでございます。ここで大切なことは、ため池本来の使用目的につきましては、先ほどご説明がございましたように、農業用水の確保でございます。この目的に支障をきたさないようにこの事業については進めていただきたいということとをまずお願いをしておきたいと思えます。

そして2点目でございます。今回閣議決定をされました法案によりまして、ため池の諸問題に対して、各地域の土地改良区、水利組合が管理責任が問われることとなります。一方では広域、つまり大和川流域の治水対策ということでため池の利用を進められておるということでございます。このような状況に対して、各管理団体への、当然ハード面につきましては対策は講じていただいているものかというふうに思いますが、ソフト面、先ほどから申し上げておりますような平常時のいろいろ管理作業をしていただいております活動に対する支援であったり、さらには、従来は大きな雨が降った場合のため池の管理といたしましては、入水路を閉鎖いたしまして、河川にため池に土砂等が流入しないような策を講じられております。しかしながら、今回のこういう治水利用におきましては、逆にそういうときに大量に降った雨水をため池に一時的貯留をすると、こういう全く以前と違う管理を各土地改良区、水利組合の方がされる必要になってまいります。そういった場合の流木の処理、並びに土砂の堆積これについては、あらかじめ入り口のところに土砂だめもしくは流木どめ等の対策も講じていただく必要があるのかなと、こういうふうなことも懸念をいたすところでございます。

以上、ため池全般と今後の地域への対策についてお願いをしたところでございますけれども、ここで市長のご所見をお尋ねをいたします。

阿古市長 議員、何に対しての所見を述べたらいいんですか、ため池全般ですか。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員ご説明にありましたように、ため池といいますのは、本来大字区、今でしたら水利組合なり、土地改良区が所有されております。簡単な法人組織を形成されている大字区におきましては、大字区の所有もされているかと思えますけれども、基本はその地域の方々が、土地を提供され作業を提供されつくり得た、その土地の住民の皆さん、特に農業用水でございますのでその利権者といいますか、権限をお持ちなのは、権利をお持ちなのはそこに存在される民人といいますか、住民の皆さんが所有されているものでございます。ですので、あくまで行政として何らかのことを、特に水に関することといいますのは、お願いをする立場であるという理解の仕方をしております。今回新たに導入いたしました調整池としての使い方につきましては、昨今の異常気象、もうこれは異常ではないんでしょうけど、普通の状態で

スコールのような雨がいつときに降る、その中での1つ大和川流域の浸水被害等を防ぐ、水害を防ぐための1つの手段としてため池を利用できないかという、新たな取り組みの一環でございます。ですので、今年度スタートの事業といたしましてまず設計で2カ所、実施は池の水のことでございますので、水を使わなくなった時期、秋からの作業になりますので、ひょっとすれば来年度に実施が2カ所、同じく来年度に設計が2カ所、再来年度に実施が2カ所くらいのペースになるかと思えます。それも土地改良区、水利組合さんのご了解をいただいたところからの実施であるということでございます。ですので、大ざっぱな言い方をしますと、水深が3メートルあって、それで2メートルは権利者でございます農業の皆さん方の水利として使っていただいて、3メートルのうちの1メートルを治水事業として、調整池として使わせていただけないでしょうかということをお願いして、ご了解をいただいたところからそのような作業に入るということでございます。当然この作業は非常に珍しい作業でございますので、その調整といいますか、段取りには時間を要しておりますが、やっと平成31年度から実施できるということをうれしく感じております。

あとのため池、防災計画に載っておるといのは、当初この議論といいますのは多分期せずして平成23年の3月11日、東日本大震災がありましたけども、あの当時農業用水としてありました須賀川市の農業用水が決壊いたしました。その災害の様子というのは、まさに津波が襲ったような災害がテレビの映像で1度だけ映ったことがございます。そのときに農業用水の耐震化はどうかという議論が、多分あれを起点として起こったように感じております。それ以降、国の災害対策として、昨今は水害といいますか、雨に対する災害を重きを置いて言われますけども、あの当時は耐震を目安にしたため池の整備、特に山麓エリアの整備、それに沿った形のため池の調査をしたりですとか、その整備をしていくということについては、担当部長の方から説明があった事象でございます。今一番話題になってますのは、上流部での何連式といいますか、段になっているため池の話がよく話題に上ります。1つの池では土砂が入ってもそれがそこでとまるというような状況が割合と多いんですけど、それが3つくらいつながりますと、随時それが威力が増して、それで最終的に一番下の池が決壊するようなそんな事象があるということが一番話題として上げておられるように思います。

これは大前提がございまして、危険に対する部分もそうなんですけども、災害に対する部分も基本的には権利者の責任において対応されるということが大前提でございます。ただ行政として税金を使える部分につきましては、災害について一定規模の災害が起こったときに、国の方でそれを災害と認めて税金を使うことができる、補助事業にのるということはありますけども、通常の管理におきましては、当然のことながら、その権利者が管理をしていく。危険が予想される場合でしたら、本来でしたらその権利者が手当てをするんですけども、ある種、下に人家等がありました場合にはこちらの方で税金を使って整備をする、対応するということもあり得るわけでございます。ですから、その起こった事象につきまして、その場所、要件につきましていろいろ変わりますので、その中で行政としてどんな対応ができるのかというのは、具体的な案件をお聞かせいただいて、一律に同じ対応は多分できないと思うんです。ですから、相談いただいて税金等に公共事業等でやれる場合、やれない場合ござ

いますので、ご相談をいただけたらなという思いでございます。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 市長の方からご答弁ありがとうございます。私、このため池の質問に関して言いたかったことは、非常にこの法案の成立によって発生した各土地改良区、水利組合の方々にまさかのときの管理責任等の負担が重くのしかかったということがまず1点でございます。それともう1点は、非常にこのため池を、非常にとといいますかどんどん減少する農地に対する利用から治水に対する利用に有効利用していったら、そういう集中豪雨に対する貯留機能も、農業用以外の利用ができるじゃないかと、こういうことが進められておるということでございますけれども、ここは農業用水を管理されておられる方に対して、治水利用をさせていただくお願いをする以上、何らかの条件といたしますか、ふだんの管理に非常にご苦労いただいていることに対して、何らかの協力する対策を講じていただきたい。ただでかしてというのはいかがなものかと、具体的に言うたらそういうことでございますので、何かそういう手法があれば非常に各ため池も、率先してそういう利用に力をかしていただけないかなとこういうふうに思いますので、よろしくご検討のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは次に、主な事業計画の進捗についてご質問をさせていただきます。

本市におきましても、最上位に位置いたしております総合計画、これを中心に30近い計画書が策定をされております。これは行政を進める上で、計画は重要なものであるというふうに認識をしております。例えば、議員の方が市役所の窓口においでいただきます市民の方々からいろんな相談事等を受ける場合がございます。そういう場合に、私、まずその内容が市の計画の中でどのような方向で今後進められようとしておるのか、この計画書に基づいた住民の方々への説明が必要であるのかなと。単に、1施設壊れたよ、すぐに直してくれ、そういう当然、個々の方々の個人的な、もしくは地域的な要望もあるかと思いますが、今後どのように進めようとしておるのかという計画が、どのようになっておるのかということがまず説明の根拠になるのかなというふうに思います。計画書は方向性、漠然とした、特に総合計画なんかは余り細かいことは書かずに大きな見方でどちらを向くんだと、こういう方向を向くんだという方向づけで示されております。ただこういう計画につきましては、工程表でございまして大きな計画書の中ではP D C Aサイクル、つまりプランニング、計画書立案して、ドゥ、実施をして、チェック、評価をして、それから改善とAと、こういうふうに進められていきますよ、いかなければならないと、こういうふうにとどの計画書の後ろを見ましてもそういうふうに進めていきますとこういふふうを書いております。このようなことを踏まえて、主な事業計画の進捗について質問をしてまいりたいと思います。

まず、公共施設マネジメント、このことについて質問をさせていただきます。この計画は132ございます本市の公共施設の今後のあり方、どういふふう公共施設を管理していくんだと、こういう方向を示しているものでございます。この計画に関連した質問につきましては、先ほども一部議員の方から質問等もございました。過去にもこれに関連する質問は多くの議員の皆様方から再三にわたって行われてきたところでございますけれども、それはこの

公共施設マネジメント基本計画をいかにスムーズに計画どおりに進めるか、進んでいるか、とまっているか、これにかかっておんのかなというふうに思います。そこで、この計画を具体的に進める推進体制と申しますか、現場の体制についてどのようにこれを進めるチームを編成されておられるのか、お尋ねをいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの増田議員の質問にお答えをする前に、公共施設マネジメントの流れについて一度整理をさせていただきたいと思っております。

まず、平成25年度から3年間かけまして公共施設に関する基礎調査を実施しながら、公共施設マネジメント基本計画策定に向けた取り組みを行い、平成28年3月に基本計画を策定いたしておるところでございます。その後国等から、公共施設だけではなく、道路、橋りょう等のインフラも含めた、その団体におけます公共施設等総合管理計画というものの策定要請がございまして、既に基本計画の策定が終了いたしておりました公共施設の部分、これを総合管理計画にスライドし、新たに道路、橋りょう、公園、上下水道等についての今後の取り組み方針等を盛り込んだ、葛城市公共施設等総合管理計画を策定いたしておりまして、今後はその計画に基づき進めていくこととなっております。

それでは、質問に対する答弁でございますけれども、これまで開催いたしました会議といたしましては、推進に関する会議でございますけれども、まず初めに、特別職と部長級で構成をいたします葛城市公共施設マネジメント推進本部会議というものがございまして、それが平成27年度に2回開催をいたしておりまして、公共施設マネジメント基本計画の策定に当たり、将来コストですとか数値目標の設定、さらに、施設評価の考え方などについて協議をいたしておるところでございます。次に、公共施設を管轄する所属部長と施設長、こういったもので構成をいたします葛城市公共施設マネジメント推進委員会、こちらにつきましては平成27年度に2回開催をいたしておりまして、先ほどの推進本部会議の下部組織という位置づけで、公共施設マネジメント基本計画策定に関する将来コストですとか、数値目標設定についての協議をいたしておるところでございます。また、行政改革推進委員長を初めとし、近畿地方整備局、それから奈良県のファシリティマネジメント室の室長と大学の教授、それから市民代表の方々に構成いたします、葛城市ファシリティマネジメント検討委員会というものを組織をいたしておったところでございます。平成25年度に2回、平成26年度に1回、平成27年度に4回開催をいたしておりまして、公共施設全般についての現状説明、また劣化度調査、それからコンクリート強度調査の考察、今後の検討課題、将来コストや数値目標の設定、さらに施設評価の考え方等について協議を重ねていただいております。その結果、公共施設マネジメント基本計画の策定に至ったというところでございます。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 開催状況についてのご答弁でございましたけれども、これにかわつたと。公共施設等総合管理計画に踏襲をされたという、インフラも含めてこれにかわつたというご説明でございましたけれども。この計画の中でも特に各議員の方からも再三にわたりましてご心配、私もそ

うでございますけれども、されております當麻庁舎に関しますことに特化して、重要性のことに配慮したと思われてかもしれませんが、葛城市役所當麻庁舎検討委員会、私もこれ読んだつもりなんですけれども、そういう検討する委員会設置されておるといふうなことは全く記憶になかったんですけれども、読ませていただきますとそういうことも検討しておるといふことでございますので、その委員会の実施状況についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の當麻庁舎検討委員会でございますけれども、各種団体の長等で構成をされます葛城市當麻庁舎検討委員会でございますが、平成28年6月14日に開催をいたしてございまして、當麻庁舎の現状と課題について協議をいただいておりますのでございます。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 開催をしていただいたと、内容についてはご答弁ございませんでしたけれども、余り具体的なお話まで進まなかったというふうに勝手に解釈をさせていただきます。このタイトルにもありますように、この計画につきましては、この計画というのは踏襲される前の公共施設マネジメント計画でございますけれども、マネジメントということで、私ちょっと片仮名弱いので辞書で調べますと、マネジメントとは資源の有効活用、統廃合計画かなと私、初め公共施設も要らんもんはなくして、残すものはどれやとこういうことを検討される計画かなと勘違いしてたんですけれども、実は前に市長もご答弁いただきましたように、資源の活用を今後どうするんだと、先人、先ほどの梨本議員のお話もございましたように、先人から受け継いだ市の施設をどのように有効に活用するのかということ、このマネジメント計画の中ではこれをもとに進められておると、こういうふうに理解をしております。今後の進めていただく中では、当然そうは言ったものの、統廃合の議論も出てきて当然であるかというふうに私思います。いずれにしろ、具体的に優先順位これをつけて、優先順位1番はこれだけ議員の皆さんのご発言もありますし、耐震の問題も含めて當麻庁舎の問題、優先順位1かなというふうに思いますけれども、優先順位をつけまして、この公共施設等総合管理計画、前進するようにお願いをしたいなと思います。市長のこのマネジメント計画についてのご所見をお尋ねいたします。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問ではございますが、過去においても同じような質問に答弁をさせていただいておりますので、その繰り返しになるかと思っております。

公共施設マネジメント基本計画はもう大前提でございまして、その基本となる計画に沿った形での公共施設のあり方を考えていくというのは当然でございます。その中で道路等を付随されました、葛城市公共施設等総合管理計画、もう策定が終わっております。その策定結果に基づいて、今度は個別計画。先ほど若干触れましたけれども、その部分については、過去の一般質問の答弁と全く同じそのとおりの対応をしておるところでございます。ちなみにこれは平成30年3月議会の梨本議員に対する一般質問の答弁を朗読させていただきたいと思

います。

庁舎につきましては、いずれ1つにしないといけない、これはもう大前提でございます。ただ、その中でどういう経緯をたどるのか、どのタイミングでそこに踏み込めるのかということについては、いろんな要素を考えて判断していかないといけないと思います。方向性は、庁舎は必ず1つにしていけないといけないという方向に向かって間違いはないと思います。施設については、その施設の性質によって複数施設を維持することが大切であると思われるものについては、複数施設を維持するという結論を得る必要もあるのかなと思います。

という答弁をあの当時多分これは文書に書いてない私の思いをそのまま言葉にした文字やと思います。その方向に従って進めていく所存でございます。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。当然私もそういうふうに認識しておりますし、そういうふうに進めていただいておりますとは思いますが、ただ、方向は決まっておるので1つずつ取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、仮称新町スポーツゾーン基本計画についてお尋ねをいたします。この計画を策定された目的についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成28年3月策定の仮称葛城市新町スポーツゾーン基本計画においての目標につきましては、以下のように示されております。

葛城市では、悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市、葛城をメインテーマに安全・安心、愛着・快適、やさしさ・生きがい、参画・活力、葛城市総合計画をキーワードとしながら、保全と発展のバランスのとれたまちづくり、体系的・重点的整備によるまちづくり、自然・歴史的環境の保全と活用によるまちづくり、都市計画マスタープランや県民1人1人が健康づくりに取り組み、生涯にわたり生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県を実現するために、県民の誰もがいつでもどこでも運動スポーツに親しめる環境づくりを基本目標とした、奈良県スポーツ推進計画、平成25年3月で示されている計画方針を目標に掲げながらまちづくりを進めてまいります。本計画の対象地である仮称葛城市新町スポーツゾーンは、都市公園として位置づけられる、新町運動公園の第1健民グラウンドや、新町公園球技場、コミュニティセンター、新町公園テニスコートを中心に、ウエルネス新庄（別称葛城市体力づくりセンター、以下ウエルネス新庄）、新庄スポーツセンターなどの施設が集積し、健康増進を目的としたスポーツ、レクリエーションのための総合的なスポーツゾーンとして多くの市民に親しまれています。また、スポーツを楽しむ健康増進を図ることはもとより、市民の交流の場として大きな役割も担い、中でも毎年秋に開催される葛城市民体育祭は、地域対抗の競技形式で実施され、多くの市民が嬉々として参加することで、近隣自治体では類を見ない一大イベントとして盛り上がりを見せています。加えて2019年のラグ

ビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック、2021年に関西で開催されるワールドマスタースターズゲームズ等の国際大会の開催によって、スポーツ動向が高まることも予想されることから、近隣の橿原市、御所市、五條市と連携を図りながら市民交流にとどまることなく、ラグビーやサッカー等の合宿やキャンプ地、練習会場としての誘致を視野に入れ、国際交流の一大拠点の形成を目指し、より高度で安全かつ安心して利用できる、仮称葛城市新町スポーツゾーンの整備を目指し計画を策定するものです。

以上となっております。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。この計画は当初から状況が変わって規模についても見直しがされました。私も平成29年6月に開催されました策定会議に出席をさせていただきました。これは議員から厚生文教常任委員長、それと総務建設常任委員長が出席をするということで、私、厚生文教常任委員長の立場で出席をさせていただきました。その折にいただきました資料でございます、これはね。それにはどのように説明されておるかという、当初案も含めまして、規模別に3つのパターン、金額で言うと一番わかりやすいんですけども、パターン1は30億円、それから2番目は22億円、それから3つ目が12億円と、規模別に3つのパターンで検討しておるんだという説明でございます。その説明の中のキーワードとしては、芝生に関する、それからコミュニティセンターとか、観覧席、トイレとかの設備に関する、それから3つ目にこの地域がハザードマップにおいて浸水想定区域、イエローゾーンに位置することから地下に貯留浸透施設を設置することと、この3つの案で大きくするか小さくするかと、こういう1つのパターンの検討資料をいただきました。この3つのパターンのどれを採用するかということを検討しておるんだという会議である、というふうに認識をしておりました。その当日、副市長の方もご挨拶の中でそのようなことを慎重に進めていきたいというふうなことで、これは策定会議の会長を副市長が務めていただいておりますので、ご説明をいただきました。ところが、なかなかこのスポーツゾーンの基本計画というものが、この3つの案が出た後進んでおらないと。吉村始議員も、いろいろと芝生のことについてはご提案をさせていただいて、とりあえず全中対策として芝生の管理から手をつけていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたコミセン等の施設、トイレ改修も含めた施設、貯留浸透施設、これも一向に先の見えない計画に停滞しておるということでございます。これに限らず多くの計画書につきましては、何百万、何千万と、総合計画で言うと非常に多くの費用が投じられております。また多くの市民の方の声、それから専門家のアドバイス、これらを踏襲されて各種計画書は立てられておるにもかかわらず、一部の計画で停滞をしておるというふうな状況でございます。人口ビジョンのように、状況の変化によって見直しをされておるというふうなこともございますけれども、市長のご答弁を求めます。

藤井本議長 時間参りましたけど、先ほど阿古市長の方でどこまで答えたらいいのかという反問権に近い時間もありましたので、簡単に市長の答弁を許します。

阿古市長。

阿古市長 新町スポーツゾーン基本計画につきましては、平成29年9月11日の総務常任委員会におき

まして、私の方から事業規模や財政面を考慮した上で保留の意向を示させていただいたところでございます。先ほど議員がお話になりました芝生、吉村始議員の方の一般質問でございました芝生は誤解がありましたら申しわけないんですけども、あれは全中サッカーに対して芝生の整備をするための税金投入ではないということをご理解ください。この芝生の管理につきましては、張りかえ等の議論が確かにその中の1つの大きな項目でございました。専門家の意見の中で芝生の管理をちゃんとといいますか、丁寧にすればその芝生は非常にいい芝生ですので、そのまま張りかえないでも使えますというご意見も参考にさせていただいた上で、機材の購入、並びに管理の回数等の増加をさせるということでございます、ほかの件につきましても、いろんな手法の中で例えば貯留浸透事業といいますのは、本来、その貯留浸透だけではなくて、芝生の張りかえのための補助金を得るための1つの手法であったようにも記憶しておりますけれども、それではなく全体として、例えばため池を使うですとか、治水対策どうするですとか、そういう全体の中でそのエリアの浸透事業も考えていきたい。並びに今は長寿命化、社会資本やったかな、を見ていただいてわかりますけど、ひび割れした歩道、遊歩道の実は補助事業の中でやりかえをやってる部門もでございます。前任者がつくられた偉大な計画ではございますが、平成29年の9月に述べさせていただきました方針の中で、そのエリアの整備を考えていきたいという思いでございます。

以上でございます。

藤井本議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす12日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時31分